

子の社倉には前例がありますけれども、併しながら此時に思附いて之を實行したといふことは朝野共に非常に驚歎した所でありまして、殊に朱子はその顛末を朝廷に報告した時には、時の天子まで感ぜられて賞譽の辭があつた位で、比較的世間に對する感化力が大きかつたのであります。

朱子の社倉の特色はどの點であるかといふと、其一つは自治であります。今までの義倉といふものは悉く日本で申せば府縣か若くはそれより大きい行政區域を一區域といたしまして、その土地の地方長官が之を管理しましたから、一旦飢饉があつてさあ倉を開かうといふ時には、官廳に免る可らざる弊として、手續が極めて煩雜であり往復に困難であつて、遂に間に合はぬことが多かつたが、これは組合の規模を小さくして町村を以て一區域としただけでも大なる便利であるのに猶その管理は之を地方の官吏に委ねずして、町村の長老先輩といふやうな名望ある者を選定して自ら管理せしめたのであります。今申せば自治であります。此點が朱子の社倉の特色であります。それから今一つは貸付といふことを主とい

たしました點が特色であります。此以前の義倉といふのは偶には貸付をやつて居りますけれども、多くは只呉れるのであります。随つて四方八方から手が出るから容易に行渡らない。限ある貯蓄であるからすぐ無くなる。一日に粥の一合とか二合とかいふものしかやられない。夫では大なる徳澤が及ばなかつたのを、朱子のは貸付といふ事を主と致しましたのみならず、其貸付は飢饉年計りでありませぬ、平時にても必要ある者に對して利を取つて貸付を致しました。元來貯蓄は金錢にして置きます時には利殖方法がいくらでもありますけれども、米を貯へて置く場合には利殖方法が中々困難な筈であります。利殖が困難であるのみならず、唯ほつて置けば耗るのであります。是が一つの困難であります。朱子の法は貸付けて耗米を取り、且舊米を新米に入れ更へますから、利殖方法としても便利であります。此二つが朱子の社倉の特色であります。此特色の具はつて居ります爲に、朱子以前に行はれませんでした社倉よりも、朱子の社倉は殊に近來の所謂信用組合に近くなつて居るのであります。支那の書を見ますと、秩序的に正確なる荒政の研究をした人は、凶年に人民を救ふ方法

即ち賑恤には三通りあると言つて居ります。其第一は賑濟、只施してやる。第二は賑糶、米屋が買占めて居りながら賣らないといふやうなひどい事をする時に、米をごく廉く賣るのが賑糶であります。第三が賑貸、これは朱子の法のやうに貸すのであります。人民の難義の程度に應じ此三通りの方法を併べ行ふべきものであると言つて居ります。普通の義倉は今申した賑濟の方法であります。第二の賑糶といふものは即ち常平倉の事業であります。社会は第三の賑貸で、貸す方を主にしたものであります。是に於てか前に三倉と言つて常平倉と義倉社会とを列べて分類したのにも多少の理由なしとは言はれませぬ。つまり従前の義倉は賑濟即ち只呉れることを主にしましたから其徳澤も及ぶ所が小さかつたが、朱子の社会に於て初めて賑貸を主として恩恵が稍廣く且長く及ぶ事になつたのであります。朱子は一石に付き三升の耗米しか収入しませぬが、併しながら之を假りに五升とか八升とかいふ利米としたならば、随つて基本財産即ち貸付資本が出来るのみならず、遊んで居た數萬石の常平米を立派に活用して大に良い事業が出来たのであります。餘程面白い制度と認めなければ

ならないのであります。故に既に朱子の向時代にも世人が頻に此制度を研究して居ります。が、殊に従來丸で資本の無い所へ基本財産を作つたのは妙法だといふので、朱子の隣縣の某地方では特志の金持が自分の懐から五百石の米を無利子で差出して、朱子と同じ方法で初の中は二割の利子を取り、さうして貯蓄額が多くなつた所で元米だけ引去つてあとの物を利用して立派な社会を四十何箇所、僅か五百石ばかりの米を十數年間利用した爲に四十何箇所もこの信用組合的の社会を作つたといふ事實があります。併し惜い哉此制を眞似た者が少なかつた。若し今申すやうに朱子の志を行ふ者が民間にも多かつたならば社会の恩澤が天下に明かになつたに違ない。事に依りますると宋朝もあゝ早くは亡びなかつたかも知れぬと思ふのであります。要するに社会は朱子の始めたものではありませぬが、兎に角朱子の時の社会には餘程奇抜なる經營方法があつたのです。殊に元本の作り方が珍らしい。我國でも随分地方に特志者が乏しく無いから、現在に於ても基本財産作成に付て多少應用の出来ないことも無いかと存じます。

七

右申します如く、朱子の社會なるものは町村を基として出来た義倉でありまして、即ち町村を區域とした一種の信用組合であります。而して町村を區域とせざるもの即ち本來の義倉といふ制度は、必ずしも朱子學と一緒に日本へ舶載したものではありません、それよりも又五六百年前に日本へ傳來いたしましたのです。是はまことに不急の穿鑿と言へば言はれますけれ共、少し其話を致しませう。一州を區域とした義倉は既に奈良朝の時代から日本に在つたのであります。大寶令の規定を御覽になれば分ることでありませんが、義倉の規定が儼然として存在して居ります。其規定の文字は今日まで傳へられて居るのみならず、必ずしも空文でなかつたことは奈良朝時代の古文書などを見ても其制度が實際に行はれて居つたことが分ります。法律の規定があつたのみならず、實地にも行はれて居つたのでございませう。併しながら奈良朝時代の制度といふものは十分の選擇取捨をせずしに舶來の制度

を悉く日本に採用したのでありますから、或は形式だけは實行はして居つても、當時の人民の生活状態にすつくり嵌まるといふことは無かつたかも知れませぬ。その爲であるかその他の原因かは知りませぬが、兎に角令に規定せられて居ります義倉は、實際其一部分の目的しか達することが出来なかつたのであります。

令の規定も餘りにくどくなりますからごく簡単に申上げますが、これは國の機關になつて居ります。國と申すのは今の府縣であります。國司の一機關になつて居るのです。恰も明治の時代に存在して居つた所の備荒儲蓄が府縣の所管になつて居ると同じ形に於て國の機關になつて居つたのであります。併しながら此の義倉と云ふものが餘り有難くなかつたと思はれるのは、區域が大きい爲に其救済が中々急の間に合はない。それから又人民は納める時には租税のやうな氣がして、貰つた時には只貰ふ物で當り前の施與のやうな考が起る故に、始終義倉の事業に熱心なる考を持つて居らない。のみならず一番最初には今の戸數割の如く細かに等級を別けて最下級の程度に在る人民迄も義倉に米を納める約束でありま

したが、養老年間になつて其の制度が變りました。其理由は、全體ちよいと飢饉があればすぐに施を受くべき者に、平生無い中から積ませるといふのは無理だから、以來は中等以上の者のみから義倉米を納めるやうにさせなければならぬといふので、其爲に中等以上の負擔すべき分量が稍多くなつた。是は餘程不注意の改正でありましたので、本來からいへば義倉の根底は相互主義であつた。平年に於て餘裕のある間は假令貧民にでも分に應じて蓄へさせて置かう、自分の困つた時には他から救助を受け、他の難儀の時には自分等の出したもので救助すると云ふ相互主義で出来て居つたものを、數年ならずして此規程を改めて中産以上の者のみから出して、中産以下の者は只貰ふやうに改められました。即ち組合の關係に依つて、お互ひに濟スひ合ふと云ふ相互主義が無くなつて了つたのは非常に惜しいものであります。要するに此義倉を朱子流の社倉と比較して見まして遺憾な點は、第一相互主義でない事、第二に區域が大き過ぎて而かも官吏が之を支配すると云ふ事、第三には貸付に重きを置かぬ點であります。此時分にも百姓が困ムつて穀物を外部から借りなければならぬ必要があつたのであります。如何なる時代にも家に不幸などが有つて農業が出来ぬやうな事情のある時には、臨時外部から夫食フシキ、種クネモミを借りると云ふ必要があるものであります。が、此義倉の貯蓄と云ふものは一向貸付には使はぬのであります。是は今の義解などを見ますると明文がありまして、義倉米は出舉スイコ即ち貸出しをしないと云ふ事になつて居ります。而して人民が困窮して借りたいと云ふ場合には何から貸したかと云ふと、是は一方に地方廳の貯穀がある、其蓄の稻です。昔は種々の特別基金積立方法が設けてあつたので、基金とは言つても物を蓄へるに皆稻で蓄へて居つたらしい、さう云ふ貯蓄が貸付の爲に使はれて居つたのであります。それを救急稻と言ひます。又國司の下には不動倉といふものがありました、其穀物をも貸付けて居つたのであります。救急稻の爲には郡に倉を置きましたり、若くは郷に倉を置きましたりしたのであります。是は政府の財産で丁度官立の銀行から金を貸すやうなものでありますから、人民が怠らうものならそれは大變である。牢屋にも入れ兼ねない。而して借らずとも安樂な者に迄も色々として貸して遣はせた。それで國の財政

上平生使はずに置くものは皆貸付に廻したのです。故に初の内は人民の急を救ふ爲の穀物であつたものが、追々と利殖方法としての貸付になつて了ひました。穀物で永く置いたならば腐つたり貯藏減りがする爲に、之を運轉して利殖する時は目前に二つの得がある。従つて平凡政策の常として、近年の言葉で云へば拜借金仰付けられると云ふやうな風であつて、非常に弊害が起りました。利子が高いのみならず、借りたくもないのに借りぬか借りぬかと言はれる。借りたくない人でも借りぬかと言はれれば借りる氣になるのは人情であります。此の如く出舉の方法には濫用が多かつたのであります。人民は寧ろ苦しんで居りました。而も一方には義倉と云ふ者は一向だらしの無い制度となつて了つたのであります。序でありますから申上げますが、常平倉の如きも奈良朝時代から存在して居りましたが、是も見事なる發展をせずには了ひました。ずつと後年迄京都其他の市街地で田舎が不作で困る年には臨時に常平所を設けて米の賣出しをやつて居りましたが、是は全く市街地の困窮を救ふに止まつて居りました。又一方には常平倉は善い制度であるから常設にして置かうで

はないかと云ふやうな議があり、其勅令も出て居りましたが、併しながら其精神は早くから之を解する者が無くなつたやうでありました。今日吾々の頭から考へて見ますと、もしこの常平倉の思想を利用しましたら、市街に於ける購買組合若くは農村に於ける販賣組合と云ふやうに段々に變形して行つて、今日の産業組合の先驅となる事が出来たらうに、惜しい事をしたと思つて居ります。この時代には兎角何の制度でも昔からの有りの儘でどうなり斯うなり遣つて行かうと云ふやうな考の人が多かつた。若くは時勢の然らしむる所であつたか、大いなる發展を爲さず常平倉と云ふものは終つて了ひました。義倉常平倉と云ふ文字は尙數百年の間紙の上には現はれて居りましたが、恰も砂漠に川水が流れ込む如く次第に跡方も無くなつて了ひました。併し兎に角現實の制度として一旦は我國に行はれたのであります。即ち徳川時代の後期に於て、社倉とか義倉とか常平倉とかを研究したのは一種の王政復古であつたのです。支那から輸入したので無く日本の舊制度を復興したと言つても宜しいのであります。唯だ併しながら社倉の妙處特色を十分に説明し得たか否

かは疑問であります。社会の制度は中井竹山の社会私議にも古くは山崎闇齋の朱子社会法にも之を研究してありますし、其他多くの學者が其研究を發表して居ります。けれども竹山が社会と云ふのは其實は社会の事であつたのであります。即ち町村の信用組合には非ずして、今で申せば地方長官に當る所の領主が自身で保管して居る一種の備荒儲蓄であつたのであります。藩の領地の廣い處では郡奉行とか代官とか云ふものが管理して居りましたが、兎に角人民の持でもなければ、獨立の團體でもなかつたのですから、朱子の所謂社会ではないのであります。併し此當時社会と云ふ名稱は中々人望のある語になりまして、徳川の末には随分實行せられて居た地方も有りました。若し古い各藩の記録を調べて見ましたら、此外にも面白いことがありませうが、私共の知つて居るので一番古いのは備前の岡山で、熊澤蕃山と同時代に津田左源太がやつて居つたものであります。此社会の遣り方は朱子の方法に則つたものであります。詳しいお話をすると大分長くなりますから簡略に申しますが、何でも新太郎少將の娘になる人の財産が銀で二千貫目あつた、その銀二千貫目

を米二萬石に代へて貯へました。津田氏は中々の學者でありまして朱子の社会を活用し、此二萬石の米を基本として、社会を造つたのであります。併しながら岡山の社会米は外に色々の事にも使つて居つて、必しも朱子の社会のやうに農村の信用機關としてのみ働いて居らなかつたのであります。例へば新田開發にも此社会米を利用して居ります。和氣郡の梶子島カキナシに馬牧を起した時にも社会米を利用して居ります。甚しきは船舶を建造するにも之を使つて居る。が兎に角岡山藩の津田左源太と云ふ人は朱子の方式通りの社会を實行して多少の功を奏して居ります。それから年代は順序通りに行つて居らぬかも知れませぬが、會津でもやつて居ります。それから紀州でもやつて居ります。それから水戸にもあります。それから佐藤信淵先生が丹波の綾部藩に頼まれて社会を行なつた。それから出羽の庄内藩にも大石某と云ふ家老があつて立派な社会制度を行なつた、熊本にもありましたし、白河でもやはり社会のやうなものがありません。それから又徳川の末期に於て社会に關する書を印刷して世人に無代配付をした特志者があります。農商務省の文庫にも其本が二三種

あります。朱子の計畫に準據してあるかどうか調べて見ませぬが、兎に角此方法を利用して見ようと云ふ考の人であつたのであります。併しながら此等社倉の多くのものは前の岡山藩のとはやり方が違つて居ります。貸付の方をしませんで専ら賑濟の用に供して居ります。のみならず先程申したやうに管理方法が自治であるものは少ない。多くは官でやつて居る。現在の制度に比較して言ふたならば、寧ろ備荒儲蓄と云ふものに似て居るのであります。併しながら元來今申す通り社倉と云ふものゝ起りから考へて見ても、若くは朱子の計畫した所から申しましても、社倉なる者は米を施したり粥を施したりする風の機關では決して無かつたのであります。

八

それから今一つ社倉に付て御参考迄に申し上げたいと思ふ事があります。それは青木昆陽の著述中にもありますが地租と社倉との關係であります。一體地租の定免ジャクメンと云ふこと、即

ち一反歩に付何石何斗と極めて地租を納付する制度は、必しも近年から始まつたのではありませぬ。藩に依つては徳川幕府時代の始から若くは其以前から、地租は年の豊凶に拘はらず一反歩幾らと云ふ年貢の高を極めたもの即定免シヤクメンにした處もありました。けれども多くの地方殊に徳川氏の直領では年貢は大抵檢見取ケンミトでありました。年々の收穫を毛見して其何分を徵收するといふやうに、歩合のみ定めて有るのです。大凡は分つて居りますが、年々の納税高と云ふものは不定だつたのであります。四ツ(百分の四十)とか四ツ半(百分の四十五)と云ふ事ばかり極めて置きまして、坪刈によつて一反歩の收穫を算出し、其收穫に依つて年貢の取高をきめると云ふ事になつて居ります。従つて年々地方に向つて檢見の役人を派出しなければならぬ。人間には弱點がありますから時としては悪い事をするのみならず政府の財政の側から考へても随分これは不安心の財源でありまして、今日申す豫算を少しも立てることが出来ない。今年軍備擴張をしようと思ふので収入を殖やさうと思つても、其の年が六分作、七分作の不作であつたならば政府の収入が減つて来る、據なく借入

金即ち年凌越の大藏證券をも發行しなければならぬと云ふ姿となつて參ります。どうも財政の上から不便である。そこで八代將軍といふ人は餘程萬事に付けて改革方法を考へられた將軍であります。此點に付ても色々調査を命ぜられました。勿論補助者もありましたらうが、若し定免の制度を洩なく實行したならば其結果はどうであらうかといふことを、當時の經濟學者と認められた所謂甘藷先生青木文藏に諮問になつた。それに對する青木の答申書の中に、若し定免の制度を御採りになるならば、是非とも此と同時に如何なる饑饉の年にも破免せぬと云ふことを人民によく言渡して置かなければならぬ。政府の方でも定免の主義を強制しなければならぬ。之を強制して行ふとすれば、人民の方にも無い袖を振らせるわけにはいかぬから、平常から儲蓄をさせなければならぬ。凶年に於て事實少しも收穫が無かつたならば納める筈でも納めることが出来ない。それで平年に蓄へさせ置いて凶年の租税に充つるだけの方法を立て、やらなければならぬ。其手段としては支那に古くからある所の社會の制度を御採用になつたら宜しからうと云ふ事が見えて居ります。是は卓

見であります。青木氏の説では平生から儲蓄の思想を養つて、單に年貢の爲だけの儲蓄ではなく、其他凶年の用意の爲に儲蓄をやらせたら宜からうといふので、即ち朱子の社會では却つて少しも考へて居なかつた人民の儲蓄と云ふ事を、更に社會の第二の事業と爲さんとするので、此が若し村毎に自治的組織にやらせられたならば、愈以て今日の信用組合に近いところの組合になるのであります。併しながら徳川時代の政治家は多くは保守的でありますから、各村に社會を造ると云ふやうな大英斷は終にし得なかつたのであります。而して青木文藏の説は實行せられずに著述ばかりで残りました。之と聯想して申したいのは明治の世になつての備荒儲蓄法であります。制定當時の元老院などでは人民の自由を束縛するものと云ふやうな反對論もありましたが、要するに其の趣意は地租條例の第四條に「地租は年の豊凶に因つて減免せず」と云ふことがある。此規定と表裏を爲す立法であつたのであります。人民が遠き慮が無く打棄て置けば豊年の收入を皆消費してしまふやうな時代には、法律を設けて儲蓄させると云ふことも或は必要である。御承知の通り數年前迄

社會に依らざれば定免制を行ふ能はず

は毎年一つか二つか地租免除法が必ず議會を通過したのであります。此免除法案に對しては、古い事實を知つて居る人々の意見では、定免制が原則となつて地租は年の豊凶に因つて減免せずと云ふ制度がある以上は、不作の年の地租は前以て農民の方で用意すべきである、あゝ云ふ制度を置きながら年々免除法を出すのは再び檢見取りの昔に返すと云ふことになる、それでは困ると云ふ議論がありました。此點から見れば備荒儲蓄法は、社倉法の定免取に於けると同じく、かの地租條例の第四條とは深き關係のあつたものであります。が不幸にして十分活用せられずに廢止せられて了ひました。之に代つた罹災救助基金法と云ふものは、餘程性質の違つた制度でありまして、其爲に現在では殆ど當初の備荒儲蓄制定の理由は滅却する次第になりました。此事は青木文藏の幕府に上書をした事をお話する序を以てお話しすには居られぬ事柄であります。併しながら假に若し青木氏の説が實行せられたとしまして、社倉制度には困難なる問題が附き纏つて居たのであります。此點は今となつては歴史でありますから、茲に研究する必要が少ないかも知れませぬが、ちよつ

とお話を致して置きたい。それは第一に組合の地域が狭ければ狭い程資金の缺乏と云ふものを一般的に感じます。不作だとなると借りたいと云ふ者が一人や二人では無い。村中悉くの者が借りたいとなると幾ら蓄へて置いても足りない。若し凶年が二年も續いたならば組合は破滅して了ふ。儲蓄は租税以外の費途に遣ふ可らずと云ふことであつたならば或は行はれたかも知れませぬが、それでは効能が少ない。社倉を造つた第二の目的否寧ろ社倉の主たる目的を達しようと思ふのには、餘程澤山の儲蓄をしなければならぬので、平時から澤山の米を大きな倉に入れて置かなければならぬ。もう一つは平年に入替をすることにして居つたならば悪い事が出来易い。平年は成るべく倉の錠前を堅く閉めて置かなければならぬ。それでもやはり蓄へて置いたものが五分なり一割なり減つて了ふ、第三には金銭ならば何でも無いことではありますが、穀物には其入替と云ふことが非常に困難なる問題であります。粃は本來永く持つべき性質のものでは無い、且つうまい新米を入れてまづいひね米として食ふのは一般經濟の上から見て不經濟なる消費であります。普通の食物

とする以上は五年三年には入替をしなければならぬ。而してその手数は厄介であります。入れる時にも出す時にも多くの役員が帳面を持つて立會ふと云ふことになりましては甚だ難儀なことであります。故に是等の困難に打勝つて社会を全国に悉く行ふことは、徳川幕府領若くは各藩領に於ては頗る六つかしかつた爲に、青木氏の社会説は行はれにくかつたのであります。

九

然るに當時此等の弊を避けて最も良く社会の理想に合した組合を作つたのは、官界の人ではなくして寧ろ一箇の處士である所の二宮先生であります。報徳社の制度では、限ある資金を以て資本に窮する多くの人の注文に應じ兼ねると云ふ時分に、如何なる手段を採つたかと云ふと、餘程巧に資金を利用したのであります。即ち處に依ると鬪引の方法もあるが、多くは之を平生心懸けの善いといふ人に貸すことになつて居る。その心懸けの善いか

悪いかは社長の眼識若くは仲間の中の入札で極めることとなつて居つた。勿論同じくこまつて居るお互の間でも、成るべく自分より他の者を先に救ふといふ推譲の心掛に伴ふものではあります。兎に角此の如き方法を以て選抜貸付を行ひ、不十分の資金をば良く利用したのは敬服の至であります。次に今一つ報徳社の善い點は、一地方の小區域であるが爲に折角のよき組合も仕事の幅が大變狭い、思ふやうに仕事の抄取^{へり}らない患がある。之をどう云ふ風にして免かれたかと云ふと、大社と小社との聯合と云ふ方法を探つたのであります。

先程も申した如く組合は一町村を區域とするが最も宜しいが、此の如く小さい區域にして置けば風水旱濕の如き一般的の災害が來た時には、折角の組合が却つて役に立たぬと云ふことになる。然るに若し組合が各地方間聯絡して居りますれば、同じ一國中でも一方の比較的困難の少い地方から其餘裕を難澁な組合に貸すと云ふこと、即ち有無相通する事が出来るのであります。此は現今の信用組合にも適用して宜しいことである。組合は小

さい方が仕事は擧がるが其代りに資力が大きくなり能はぬ。幸にして資本需要の時期及事情の相異なつて居る二三の組合が合同して更に大なる組合を作るならば、僅の資金でも大きく仕事が出来ます。報徳社が元來二十人三十人の小さい組合でありながら稍々大きい仕事を爲し得たのは、全く町村の小社の上に地方の大社を造り、猶其上に中央の本社があつて系統的に聯絡が付いて居たからであります。此等は朱子も未だ説かざる巧妙なる社倉の經營法である。併し資金の平年の利殖と云ふ點は殘念ながら報徳社ではまだ十分研究せられずにあります。元來團體の安全を主とする爲に活動を犠牲に供すると云ふことは事情止むを得ざることでありませぬ。若し資金を平生に運轉して之を利殖しようと思へば、稍々財産の安全の度に於て減ずる所があります。故に報徳社に於ては出來得る限り貸出を少なくして居ります。其代りに貸付をする段になれば利子を成るべく少なく取ります。従つてどの道資本金額の大きくなる事に餘り骨を折らないのであります。曾て私は此事を論じて大に反對を受けた事がありますが、要するに報徳社の人から見ると現在の制度が完全無缺で

あると言ふのですけれど、歴史的に研究すれば批判の餘地があります。朱子の社倉法がある儘で日本に輸入しにくかつたのと同じく、徳川時代の報徳社は明治四十年代に應用し得るには多少の變更が必要であるかもしれませぬ。併し報徳社は夫が元のまゝで現在の時勢に適應するや否やは別問題として、少なくとも其創立の時代には必要にして且十分なる制度であつたのであります。

一〇

報徳社の批評は此位にしまして、更にお話をしたいのは以前から此と同じ系統に屬する組合の中に講なるものがありました。講の中には或は頼母子と稱せられるものがある、其他種々なる名目の下に金錢を集め、資金の必要なる組合員に融通し合ひ有無相通する方法であります。是等は各組合の間に聯絡も無く組織も完備して居るとは云はれませぬが、其起原を尋ねれば兎に角凡て自然の必要に迫られて發達したものであります。現在から見れ

ば弊害ばかり目に着いて困りますが、併しその出来た時代之を利用して居た人々の身上になつて考へますと、定めし注意すべき利益があつたのでありませう。若し機会があれば諸君にも何とぞ此問題を今の中に御調査になつて置かれたうございます。序でありますから一寸申して置きますが講の起りは餘程古いものであります。近世では名目銀ミナウモウギンなどと申して居りますが、其以前は果して何と申して居りましたか、兎に角此制度は鎌倉時代から既に有ります。憑支即ち頼母子も亦古くから有ります。是は高野の文書などにはいくらも見えます。徳川時代には宮家や寺院の如く自分で金銭を出納して利殖することが出来ない所では、大抵無期限で驛場や町方などに貸し付けたものであります。若しそれが不用になれば元へ返へさず誰か入用の人を見付けて轉貸させる。依て元資は永久に返つて来ないで利子ばかり年々納まる仕組になつて居るのです。此制度は随分廣く行はれて居りまして、よく子供の時から耳にはさんで居りますが、淺草の團左衛門の金が思掛けない家に貸して在つた、其家では借りたしるしに入口の庭に一文錢を釘付にして置くといふことも

聞きました。此等の講金は安全を主とする爲に利子が安く、期限も極めて長かつたものであります。成程弊害も有つたらう。或は條件が樂な爲に不要の借金をする者があり、又は債務不履行の責任が特に重過ぎたといふやうなことがあつたかも知れませぬが、兎に角便利な面白い點もあつたのであります。元來今の人間が馬鹿にする程昔の人は法律の思想に疎オソクでは無かつたのである。今日の所謂財團法人の思想、特別基金の管理方法と云ふことなどは日本人民の頭に早くから發達して居たのであります。他日機會があれば尙種々なる講金の慣習を調べて見たいと思ひます。

一一

さて終に臨み私は報徳社に限らず徳川時代の社倉義倉其他の貸付融通機關の仕事と、現在の信用組合の仕事との間に一つ甚だ異なつた點があるといふことを申して置かなければなりません。それは現在の經濟組織に於ては昔より資金需要の範圍が一般に大きくなつた

と云ふことであります。古は報徳社などでは助貸ソコイと云ふものが貸付の殆ど凡てであつた。人が困窮して居るから貸す。寧ろ金が無ければ生活が出来ない位だから貸すと云ふ消極的防衛手段の貸付が主でありましたが、現在は最早この助貸即ち消極的の貸付を以て唯一の目的と爲すべき時代は過ぎ去つたのであります。第一貧乏人の困窮々乏と云ふ種類が昔とは大に違つて來たのであります。昔の貧乏と云へば放蕩其他自ら招いた貧乏か、又は自分の家に現はれて來た一時の大なる災害不幸の結果で稀に起ることでありましたが、現代では此外に眞面目に働きつゝ尙少しづゝ足りないといふ一種の不幸が現はれて來ました。是は金錢經濟時代の特色であります。昔から貧民は有るが、今日の貧窮は自覺しつゝ防ぐに術の無い苦しい窮乏であります。凶作の一般的の不幸は決して明治になつてから無くなつたと言はれませぬが、科學の發達の爲に天災の大部分は之を豫防し減少し得る望が生じました。併しながら現在はこの一時的一般的の大缺乏の外に、常在的特別的小缺乏が始終小民に附纏つて居る。昔も無かつたとは言ひませぬが、昔は前者が著しかつたが、現在は

後者が多くなりました。是は例へば足を一本切ると云ふやうな苦みと、慢性の齒が痛い目が悪い耳が遠いと云ふ苦みとのやうな相異で、何方が果して苦しいか何方が耐タカへ難いかは俄に言ふことは出来ませぬが、前者即ち一時的の大缺乏の方は之を徐に防ぐことが出来るが、後者の方は其豫防が困難であるのみならず、第一近世になつて其種類が頗る繁雜になつて參りました。即ち昔の鰥寡孤獨は飢饉年で離散するとか洪水が出て家が流されるとか非常なる原因に基く外は無かつたのであります。現在は鰥寡孤獨は常ににぎらに有る、新聞の三面記事の大部分は鰥寡孤獨の記事であります。古は殆ど凶作の時か大不幸の時がなければ年貢の未進はなかつた。娘を賣つて年貢の未進を拂ふと云ふやうな興一兵衛的手段を取る必要は非常の重大事件でありまして、一生涯に一度あれば甚だ運の悪い人と言はれました。現在では警察の報告を見ても平年の興一兵衛が極めて多いのであります。小民は皆少しづつ常に苦んで居る。是は農業ばかりでありませぬ。總ての産業に行渡つての經濟的現象であります。殊に農業に於ては資本又は元手と云ふものは、文字ばかりでなく其實質も亦

近年まで無かつたのです。明治時代からと云へば少しく極端かも知れませぬが、兎に角最近の産物であります。早い話が特用農産物の栽培であります。吾々の目前に於て他人の爲にする農業即ち工業原料等の栽培品の種類の殖えたのは著しいのであります。現在は養蠶専門の農業が出来て繭や絲を作るために南京米乃至は内地米を買つて食つて居る百姓がある。自家用の餘剰を賣ると云ふよりも寧ろ始から他人の爲市場の爲に生産する農業が出来たのであります。語を換へて言へば農業が一の企業となり従て資本の問題となつて來たのであります。茲に於てか昔の社會と現在の信用組合とは原則に於てこそ似て居るとは申しませんが、明治時代の信用組合には別に新なる意義があり新なる効用が現はれて來たのであります。即ち西洋の物ではあるがこの産業組合は我日本にも行つて然るべきものであつて、よく現在の國情に適するのみならず、又之を行はなければならぬ必要が明治になつてから附加はつて來たのであります。

さて社會の關係から信用組合のお話ばかりが多くなつて參りましたが、實は信用組合以外の組合は昔から極めて我國には小規模にしか行はれて居りませぬ。此點は正直に申せば殆ど全く西洋から採用すべき新制度であります。農業に於ては生産物の餘剰の販賣は近年始めて盛になつたのであります。従つて我農業ほど販路搜索方法の不備なものは少ない。此等に對しては何か手段を設けてやらなければなりません。それには第一市場に對して生産者の勢力を得るやうにしなければならぬ。一時に澤山に供給すればすぐ値段が安くなるから其加減をして市價を平かにし、年々の收入を同じやうにするには共同倉庫の必要があります。是は組合で實行するのが最も良いのです。又購買者としての側から見ましても、日々の需要を平準し其價を調節して行くことが必要で、之も共同倉庫の方法に依らねばなりません。昔は共同購買のことは農村の問題では無かつたのであります。全然市街地住民の問題であつたのであります。併し今日となつては英國のロックデールの職工が購買組合を拵へた事情は、即ち日本の農業者が其肥料等を買ふのと同一の事情であります。彼は工業労働者であります。其精神は其まゝ我國の農村に適用することが出来るのであり

ます。購買組合の事に付ては大いに外國の先例を學ばなければならぬ點があると思ひます。

併しながら右の如く申したとて日本に於て組合の思想が社會即ち信用組合の方面ばかりにしか開けて居らぬと思ふのは誤であります。茲に一々列擧は致しませぬが、例へば用水のためにも立派なる團體が出来て居ります。現在は公共團體の事業になつて居りますが、其始は地方農民の私的共同事業でありました。産業組合法の規定に充て、云へば生産組合に當りませうか、水の共同使用の事業は皆古來立派に發達して居ります。組合と云ふ思想は久しく我國民の間に十分に發達して居つたもので、必しも西洋の文物を輸入致しませんでも、我々は組合を作るべき十分の素質を具へて居るのであります。

現在の産業組合は唯四種のみに限られて居りますが、私は之を利用すれば萬般の目的に互つて種々の場合に適用することが出来ると思ひます。況や法律は元來國民の爲に作つたものでありますから、社會が必要と認めれば如何やうにも之を更へることが出来ます。兎

に角今後永遠に榮えなければならぬ日本國でありますから、我々は自分の技倆が十分でないからと云つて他人の計畫實行を待ち、その結果だけを受けると云ふことではいかぬと思ひます。誰しも皆分に應じて良き仕事を爲さなければならぬ。故に私も不適任でありながら此講話を引受けましたが、何とぞ諸君も卒先して組合を研究し且つ全國の組合に此趣旨を透徹せしめられんことを希望致します。

(明治四十年五月 第二回産業組合講習會に於て)

報徳社と信用組合との比較

一 二宮先生の社會改良事業家としての地位は、少なくとも日本の歴史に於ては空前であります。かの同胞共済の如き、之を世に説く必要がありとしますれば、今日ほどその必要の急なる時は無いにも拘はらず、先生以後先生程の熱心を以て之を唱へた人の無いのは甚だ遺憾なる事であります。

徳川時代の末頃、諸侯旗下其他大小の士人が悉く家政の逼迫を感じて居つた結果、所謂身

代直しを以て職業とする者が随分多く有つたやうであります。此等身代直しの輩の技倆と先生の事業とを比較して見まするに、其差異は決して程度の問題ではなく、全く種類の差異なのであります。又「夜話」などに現はれて居る先生の教訓を以て、尋常心學者流の教訓と較べて見まするに、先生の説は遙に積極的であつて且つ近代的であると思はれます。是恐くは報徳教が弘く天下に徳澤を流し今日までも永續して居る所以であらうと思ひます。

元來貧富と云ふ事は人間最大の問題であります。古人は大抵皆足ることを知れよと分に安んぜよと云ふやうな教訓を以て、社會の秩序を維持しようとして居りましたけれども、この所謂知足安分の説なるものは細かに之を分析して見ますれば随分残酷なるものでありまして、若し今日の時勢で特權ある階級即ち金持とか貴族とかいふ人達が自ら之を貧乏人に向つて説いたとしますれば、恐らくは社會主義と同様な反抗を招いたに違ありません。然るに二宮先生は曰く、世に貧富の差等あるは自ら因つて來る所がある、徳を厚くするものは則ち富榮えるのであると夜話などにも説いて居られます。是は勿論東洋風の因

果説に基かれたもので、別に新らしい説ではないとも云ひ得ますが、然し餘程面白い説き方だと思ひます。自分の思ふには二宮先生の教訓は道理といふよりも寧ろ信仰である、學問といふよりも寧ろ宗教であると云はねばなりません。然し道理でない、信仰であると云つたとて決して輕蔑したのでは無く、自分は却つて常にこの信仰ある人を羨む者であります。

自分が始めて報徳記を読んだ時、先生は疲弊今一層甚しくならねば救はれぬと言はれたり、或は村の難澁を救はれんことを求むる者に對し、唯鋏一挺を與へられたり、又或は衰村でなければ報徳の道に入る事は出來ないと云ふやうな議論をして居られるのを見て、先生の教訓は随分嚴峻であつて恰も舊約の神様のやうな教であると感じて居りましたが、其後諸國の報徳社の立派なる事業を見ますれば、其が悉く先生の教に基いて居る事が判り、始めて一方には又こんな慈愛に満ちたる教化門キヤウカモンもあるのだと云ふことを覺つたのであります。無論報徳社は福住安居院其他の人々が大成せられたもので、現在の繁榮は先生の力のみとは云はれないかも知れませぬが、其根底に培ツチカふたのは全く先生の教でなければなりません。

せぬ。

二

報徳社の發達は本來時代の産物に外ならぬのでありますが、現今に於ては却つて時代を動かすべき一の勢力と成つて居ります。而して此勢力を以て社會改良の一手段としようと云ふ希望が、報徳社の内外を問はず現今一般に發表せられて居るやうでありまして、是は誠に慶賀すべき徴候と思ふにつけ、深く留岡氏を始め諸君子の盡力を感謝するのであります。それから自分は元來門外漢の姿でありますから、議論も従つて冷淡であり當を缺くかも知れませんが、然し久しくこの報徳社の制度を日本の社會改良に利用したいと云ふ考を持つて居る一人であります以上は、最も眞面目に報徳社の現在の狀況及びその現に採つて居る方針を批評して皆様の御参考に供したいと思ひます。尤も此批評は單に報徳社の事業の經濟的方面ばかりに對するものでして、而も其起原とか成立とかではなく、單に其現在

の形が社會改良の爲に最も適當であるや否やといふこと、及び其中に何等の不備不良をも含んで居らぬか否かといふこと、即ち換言すれば二宮先生の遺志に合致して居るや否やといふことを研究して見るだけで所謂報徳教の教義に關しては苟くも嘴を容れることを敢てしないのであります。

報徳社の事業と西洋諸國に於ける産業組合コオペレーションの事業とは、餘程よく其の發達が似て居りまして、實に東西相煥發するとも云ふべきであります。産業組合でも英吉利佛蘭西獨逸等各皆其國情民情に基いて居りますから夫々の特色があるので、報徳教と比較して研究することは又確かに他山の石として有用であらうと思ひます。例へば英國の消費組合の發達は最も健全でありますから、獨逸其他の國々では之を手本として信用組合以外に消費組合を澤山に作りました。信用組合の本家本元は獨逸であります。英吉利でウォルフなどいふ人が深くこれを研究した爲に、彼の借金嫌ひの英國民の中にも信用組合が近年盛に勃興して來たのを見ましても、お互に相補ひ相教へるの利益があることは分ります。近年はこの

産業組合と報徳社とを比較して研究しようとする人が段々殖えて來たやうで自分なども唯其弊に倣ふ者であります。

外國では多くの學者はこの農村に出來て居る組合なるものに非常に重きを置いて居りますので、ミルあたりの唱へて居る地持小農は最も完全なる農業者なりと云ふ説は、外國競争の烈しい時に最も苦しむのは地面と離れにくい小農である爲に、段々と之を信じない者が多くなり、之に對する反動説として借地大農を以て最も完全なる農業者なりと云ふ説も起つた位であります。之にも弱點の多い所から結局眞理は中間に在りて、小農が其合同の力を以て生産の關係上大農と同じ利益を得るやうになれば、國の爲最も幸福であらうと云ふ議論に歸着したやうです。今の歐羅巴大陸の農業には悲觀を抱かぬ人は少いにも拘らず、多くの學者達がこの暗澹たる農界に於て一道の光明を未來にかゝぐるものは、彼の農業組合の好望なることであると申します。此點から見れば農村に起つた報徳社は實に頼もしいものでありますから、十分眞面目に研究して見ねばなるまいと思ひます。

明治三十八年の暮の先生五十年祭の折に、桑田博士の報徳社と産業組合とを比較したる講話を敬聴したのであります。唯其中で報徳社はライフアイゼン式の信用組合に似て居る、又日本の信用組合はシュルツェ式の信用組合に似て居ると云ふ説があつたかと記憶しますが、此には聊か服する事が出來ないのであります。第一に日本の産業組合殊に信用組合は、産業組合法の規定に依れば餘程ライフアイゼン式に傾いたものであります。是は法案の理由書などで見ても分るので、勿論シュルツェ式が悪いと云ふのではありませぬ、現に獨逸などでは此二派の式が漸次統一せられる有様でありまして、日本の産業組合法も獨逸の現行法が手本となつて居るので、従つて二派何れを優れりと云ふ豫斷はありませんが、少なくとも信用組合は成るべくライフアイゼン式に據らせようと云ふ趣意であつたらしいのです。語を換へて言はゞ日本の信用組合は之を以て現今未だ備はらざる村落の金融機關にしようとすることが明言せられて居るのであります。市街地の金融機關としても勿論悪くはないが、市街地には既に種々の機關が具はつてあつたのであります。之を見ても我

邦の信用組合を以てシュルツェ式の組合に比することの出来ぬのが分ります。次に産業組合法に依れば信用組合に限り一市町村より廣き區域に互ることの出来ぬのを原則として居ります。是は平素行狀性質を知合つて居る者のみで組合を作らせる趣旨でして、彼のライフアイゼン式の特徴たる道德上の信用約束といふ分子が入つて居るのであります。尤も東京市とか大阪市とかいふ大きな區域で組合を設けることにしますれば殆ど區域があつて無いのも同様であるが、現今の實狀を見ると東京市のやうな大きな一都會を以つて區域とする信用組合があるとしても、矢張指物師の信用組合とか湯屋の信用組合とか云ふやうに、同商賣で仲間の交際があつて平素互の性質行狀を知り合つて居る者ばかりで組合を作るので、東京市に住んで居る以上は大工も左官も日傭取も役人も一緒に信用組合を設けるといふことはありません。つまりラ氏式の趣旨は行はれ居るので、是も先づ日本の信用組合がライフアイゼン式に近い一つの證據だと思ひます。今一つは是は組合の定款にも掲げられ又法律にも現はれて居りますが、信用組合のみならず一般の組合は對人信用を以て原則とし、

物の擔保に重きを置かず、道德上の約束を主とし借主の人柄若くは其行動を吟味することになつて居ります。此點もシュルツェ式にはないことです。唯遺憾なことは信用組合が一般に金利が高く、最初信用組合を設けた趣旨を徹底して居らぬ點でありますが、是は一時的の現象に過ぎぬのであらうと思ひます。要するに我邦の信用組合がシュルツェ式であつても別に何も悪い事はないので、やかましく言ふにも及ばぬことですが、桑田博士の説は如何かと思ふのであります。それから報徳社のライフアイゼン式と似て居らぬ所にも著しい點があります。ラ氏式は勿論無限責任であつて初は組合員に出資はさせぬのであります。現今では法律の規定がある爲に出資をさせますが、只ごく少々でほんの名目丈に止まるのであります。而して其組合員は悉く皆無限責任を持つて居りますのに反して、報徳社はさうでない、有限責任である。報徳社の最もラ氏式と以て居る點は何かと云ひますと、漠然たることではあるが、報徳社は其性質上都會の爲にするよりも遙に多く村落の爲になるといふ點に於てラ氏式と良く似て居ると思ひます。故に自分は専ら農村農業の經濟事情を參酌し

て議論するのでありまして、商工業者に適用せらるべき報徳社即ち市街地に於ける報徳社に就ては別に議論がありますけれど、餘り枝葉に互る故今は略して置くことにします。

三

最初に報徳社の長處として目すべき點を列挙致します。即ち報徳社と信用組合とを比較して信用組合の遙に報徳社に及ばぬと云ふことを感じた點であります。其一つは本社と支社との間の關係であります。報徳社の本社は支社を監督聯絡するのみならず、猶積極的に之を誘掖補助し所謂仕法シホクを授くる仕事迄して居るやうであります。右の兩社の關係にも色々ありまして、例へば遠江森町の報本社の如きは本社は單に教義傳道の中心になつて居るのみであります。其隣の掛川の報徳社は本社と支社との間に金錢上の關係が密接に付いて居ります。が概して本社の支社に對する關係は監督のみならず誘掖補助の勞をも執つて居るのであります。是は日本の産業組合には今日尙未だ得られない所の恩惠であるので、

この本支社の聯絡方法が種々あるのを比較研究したなら随分面白からうと思ひます。日本の産業組合も近來段々盛になると共に、東京に中央會が出来、猶一府縣を區域として段々中央會支部を設けて居りますが、今の處では中央會の事業は英國などの所謂セントラルユニオン即ち傳道部だけの事業で、物質的方面に付ては未だ何も致さない。例へば消費組合の力で少し物を安く買入れ得ると、小賣業者は得意が減るから問屋に掛合つて其邪魔をする。此場合には外國では購買組合の又聯合組合が出来て居て、共同して直接製造元から物を購入する、猶進んでは全國を聯合して所謂卸賣組合を設け自ら必要品を製造すると云ふやう口ですが、日本には未だ其企もないのであります。又數ある産業組合の中で一方では剩餘金があつて使ひ道に困り、安い利子でも確實を主として郵便局に預けて居ると、又他の一方では資金の足りぬ爲農工銀行其他の銀行から一割など云ふ高い金を借りて居る。幸に茲に組合の中央銀行があつて有無を相通することにすれば便益は大きい、日本では未だ之を考へる者もないのであります。生産組合即ち共同使用組合で共同して外國から器械を取寄

せることにすれば安く買へる、唯一個購入するには高價になるものも組合からは安く購入が出来るのでありますが、是等も未だ出来て居らぬのです。畢竟産業組合の聯合會といふものが未だ日本には出来て居らぬからですが、報徳社の方ではこれが餘程進んだ形になつて現はれて居るので、是は第一に羨むべき點であります。第二には加入條件の極めて寛大なることでもあります。是も實際は餘り新加入者が無いから何にもならぬと云へば云はれますが、多くの報徳社の定款を見るに極めて寛大なる條件で加入を容して居ります。例へば神を敬はざる者又は國家に對して忠實でないものは入れぬとか云ふ様に、加入を許さぬ者を限つて外の者は悉く加入を許す、極めて寛大なるのであります。産業組合の方は之に反して非常に困難であります。第一總會の議決が必要であつたり、さなくとも理事の^{テイ、ロ}手心で如何にも成つたり、新立の組合ならば如何か知らぬが、古くから出来て居て繁昌して居るものには、^ク入らうとしても中々六つかしいのであります。多くの村々に産業組合が出来て居るのは賀すべきであります、大概は中流以上の人達の集合であつて、最も組合の必要を感じすべき

下級の住民は殆ど少しも恩澤を受けて居らぬのです。自分はいつも之を見るにつけ元來産業組合はコオペレーションと云ふ言葉から推しても、村の中で五十人や三十人の工面の好い者だけが集つて居るべきものではない、そんな産業組合は悪くいへば集合的利己主義であると思へて居ります。此點に於ても報徳社の方は傳道と伴つて居つて長處があると思ふ。それから猶一つ、是は法律の結果であるから致方はないが、産業組合の方では組合の事業即ち其目的とする範圍が狭^セ過ぎるが、報徳社の方は組合の目的が極めて廣いのであります。先づ其金の使ひ方を見ても唯組合員間の貯蓄貸付のみに重きを置かず、月々の總會には報徳に關係あること若くは一般農業の問題迄も種々と研究して居られる。此點は最も完全なるライフアイゼン式の組合でも及ばぬ所であると思はれるのであります。是は近頃旅行した時の實驗談であります、三河國八名郡八名村大字一鉢田の積徳社は、未だ法人になつて居らぬ報徳社でありますけれど、是などは五十何人かの組合員が悉く寄集つて出征軍人の家族の爲に田畑の耕作を手傳つたり、又は一週間に一遍位づゝ其留守宅を慰問したり、或

は農業の進歩改良の爲に米とか麥とか堆肥とかいふ七種物品の品評會をやつたりして居つて、其審査の爲には全部の社員が悉く何れかの審査委員になつて居ります。さう皆が審査委員に成つたら困りはせぬかと思つた所が、其審査して居る中に自分の物の悪い點が良く分つて、外の人の出品より劣つて居ると審査員自身が恥だといふので勵むと云ふことでもあります。又其隣村の山吉田と云ふ村は、八名郡中では先づ模範村でありますが、他の點に就ては總て村柄が好いにも拘はらず、村農會だけが餘り發達して居らぬので、村長に向つて餘り意氣地がないではないかと云つた所、何分金が少なくて仕事が出来ぬと云ひます。それは大なる間違で、村農會が會費のみで事業をすることの出来ぬのは勿論である故に、智慮と勤勞とを以て出資とすべきであると云つたら、それも出来ないと云ふわけは、働く人は何れ先輩であるが、一度や二度なら快く頼まれるけれど、月々の事となると無報酬では頼まれぬと云ふ。それでも一畝田では熱心にやつて居るではないかと申せば、一畝田のは銘々の志で設けた團體であるけれども、農會は法令の結果として出来たものであるから違ふと

申しましたが、是は、餘程意味の深い會話であつたと思ひます。佛蘭西のサンチカアグリコル即ち農業組合なるものも報徳社に似て居つて、普通の産業組合の事業の外に日本で云へば水害豫防組合普通水利組合の事業又は害虫驅除のやうな事もやつて居るのであります。是は法律上の監督の爲には或は不都合であるかも知れませぬが、單純なる農民に多くの組合を作らせるのは本來無理でありますから、若し報徳社の事業が發達して單に多くの問題の研究のみならず、其實行にも共同することになれば、如何に幸福であるかわからぬのであります。第四の點も亦小さくない長處です。是は、資本を外部から仰がないと云ふことであります。自分の資本を積立て、後に事業を始めると云ふ主義であります。是は富國捷徑などを見ても原則として書いてある。資金の出来る迄腕を拱して待つて居るといふのは迂遠なやうであります。決してさうでない。實に愉快な考なのであります。産業組合の方では、内に資本がまだ集らぬ前から効果を收めるに急である爲めに、或は農工銀行法を改正して、産業組合に對しては無擔保で貸付を許すとか、其他種々なる特典を法律が

與へて居りますが、其爲に一方には非常に弊害を生じまして、産業組合を作れば安い利息で無擔保で借りられるから一つ設立しようではないかと云つて産業組合を設ける者も無いとは云はれませぬ。是は例もある事ではありますが、斯ういふ弊のあるのに比ぶれば、資本を外部から借りないと云ふ主義も矢張敬服すべき一つの長處と思はれるのであります。それから最後に自分の最も感心して居るのは報徳社の教育的効果で、是が消極的でなく積極的であることでもあります。ライフアイゼン式の信用組合でも組合員に對して大なる徳育的効果のあることは多くの學者の書き立つる所ではありますが、ラ氏式組合の徳育的効果はどちらかと云ふと消極的でありまして、情けたり不正直の事をするとして資金が必要であると云ふ場合に借りることが出来ないから勉強する、若くは不徳義の事をするとして近所の者に對して顔向が出来ぬから勉めると云ふので、大森の加納子爵の信用組合なども其點の長所は充分發揮せられて居られるが、報徳社の方はさうではなく金融事業に於ても之と同様の制裁を加えて居ると同時に、他の一方では積極的に道德の進歩を促して居りますので、其仕

事は自然教育的の効果が多いのであります。或は教育の方に重きを置き過ぎて居ると見えるかも知れませぬ。併し此點も亦産業組合の方では研究する必要の最も大なるものに屬して居ります。是は思ふに西洋諸國には外部に耶蘇教會の統一的勢力があつて、組合の中で説教を聽かせないでも、村には大抵會堂があつて其處へ行けば段々と善人にしてくれますが、日本ではさうでなくて神佛耶蘇教其他種々の宗教が競ひ進む有様で、人民は據に迷ふて居る故に、従つて道德の訓練までも組合が自ら之を行ふ必要があるのでありませう。報徳社の盛なる地方では一般の人氣が自然に違つて居ります。以上の諸點を考へたならば先づ報徳社を如何に悪く見る人でも、是だけの長處は決して没却する事は出来ないのであります。

四

此次には長處と云ひまじやうか、短處と申しませうか、兎に角報徳社の特色と認めます

ものを列挙して、少しく其批評をして見ませう。其第一は報徳社の金融の事ではありますが、報徳社は金融の事を主とせぬ。預金貸付の事を主とするには別に信用組合を設ければ善いので、報徳社は餘力があつたときに之を行ふのであるといふ原則であつて、是は遠江國報徳社の通則にも現はれて居るのみならず、報徳人の常に口にして居る所であります。併しながら我々の見る所では報徳社は今や随分澤山の資金を蓄積して居りますが、是は決して偶然の結果ではありません、全く其社員の努力蓄積の結果なのであります。若し所謂報徳學の共同研究とか、農業の發達を計る共同の盡力の爲とか、凶年の用意の爲とかならば遠江本社之如く九萬圓の十萬圓のと積立て、置く必要はないので、何の爲に積んだか其の理由が分らなくなつてしまひます。

此から以下の議論には遠江報徳社長岡田先生の反對がありました。御參考の爲に其論點を抄録して置きます。先生の説では十萬圓の資金は決して多きに過ぎはせぬ、三百餘の町村社に割れば三百圓ばかりであるから、大凶年の備としては足らぬ位である。且此金は年々經濟事業の爲に色々貸付る

ことがある。又本社の入費も之で支へねばならぬのだと言はれました。諸國の三百の支社が口を揃へて救助を求めらるやうな非常の大凶年の爲に、平生數萬の金を使はずに置くことがよいか悪いか、即ち本論の眼目なのであります。又本社善種金がせめて其高の半分でも年々の經濟的貸付に出してあるやうなら私は別に批難をせぬのです。本社の入費と申すのは町村社の監督及訓導派出の費用であるさうです。此は經常費でありますから經常收入即ち基金の利子などを以て支辨せらるべき筈であつて、其基金は貸付に宛て、差支は起りません。

又他の方面から論じましても共同貯蓄共同融通の爲には別に信用組合を以てするがよい。報徳社はそれまでの仕事はせぬといふ事も是も間違つた話であります。元來普通の農民の精力は限あるもので全力を盡しても其効果は僅でありますのに、一方には報徳社の事業に従事し他の一方には更に産業組合をも適當に組織し發達させると云ふことは不可能の事で、産業組合の將來の爲にも報徳社自身の爲にも共に宜しく無いことと思ひます。

遠江報徳社では道徳を主とし金融を客とし其間に輕重の差等は立て、あるが、信用組合法を斟酌し金融事業に重きを置かざること

て土地人情に適せしめんとするので、決して別に信用組合を設けよなどは言はぬ。唯五六十年來の經驗に依れば、貸付を主として弊害があつたから、資本の融通は熟慮して行はねばならぬと説いてあるばかりださうです。然らば此説を誤解して資金融通の道を開くのは不心得の行爲だと思ふやうな社員が出来たのでせう。尤も他の報徳社には一切の貸付を杜絶したのも稀にはあるといふこととです。

自分は此點から報徳社が別に一方に金融の爲に信用組合を拵へよと云ふ説には反對するのであります。掛川の報徳社の通則中にも、徒らに貸付を主とすれば弊害を生ずと云ふ文句がありますが、是には異存はありません。然し乍ら之を説明するには決して簡単に輕卒に考へてはならぬので、此文句には必ず深い意味がありまして、之を明にするには時代々々の狀況に照し最も慎重に熟慮しなければならぬと思ひます。先づ第一に今と昔と經濟事情の變遷して居ることは著しいもので、僅か二三十年経つか經たぬ間に農村に於ける固定資本流通資本の需要の増加したことは殆ど十數倍であると思はれます。昔は土地を買ふと

か新田を開拓するとかの場合の外は資金を新に要することは少なかつた。肥料は皆餘剰の勞力を以て之に變形するもの、即ち手間肥でありまして、現今所謂資本の形を具へぬ中に直に使用して仕舞つたのであります。農具にしても其年賦償却は非常に遅々たるもので、一年分にすれば収入のごく小部分ですんだのです。是は尤も平年のみの事として、平年には殆ど金銭的資本は入らなかつたが、それと正反對に凶年に於ける資本の需要は又非常に大きなものであつて、凶作の損失の補填は急にして且つ巨額でありました。然しながら是とても普通の貸借關係では奈何ともすることの出来ぬものでありました。現今でも分つて居りますが、年貢の未進とか若くは翌年迄の夫食なり種籾なりに困るとなると、是れ所謂焦眉の急でありまして、其缺損の補充に至つては到底普通貸借の手の届かぬ境でありましたのです。よく年貢に困つて娘を賣つたと云ふやうな事があるが、是等は云はゞ災害が極端である爲に、之に對する方法も従つて亦極端であつたのでせう。此有様ですからして昔の報徳社であれば助貸の事業が最も主要なる事業で無ければならぬのです。故に報徳社でもそ

の最初の團體には普通貸借と云ふよりは寧ろ助貸を主とする傾向をもつて居りましたが、今日は全然事情が違つて居ります。近世資本の必要の増加は實に顯著なる事實であつて、通常經濟學で説く所の經濟的の必要の外に、更に又法律的の必要といふものが有る。例へば土地改良の爲に水利組合を作り耕地整理の爲に耕地整理組合を作れば、其区域内の者は希望の有無に拘らず加入を強制せられ入費を課せられるのです。又資本需要の増加の一例として言ふべきは舊債の償還であります。報徳社が早くから普及發達して居たならば斯く迄には無かつたらうが、現今では農民の負債と云ふことは實に大なる經濟問題になつて居るのであります。是は金額の多い點よりも寧ろ利率の高い點が餘程憂ふべきであるので、此の高い利率の舊債を返す爲に安い利率の金を借りると云ふことは、積極的の生産方法と決して擇ぶ所の無い位必要な固定資本であります。又農民等の教育の爲に出す費用も最も必要なる固定資本であります。子供の學校費の外に大人が書籍を買ふ費用も含んで居ります。普通教育の費用の如きは同時に法律上必要な資本と言はなければならぬ。又流通資本の

方面でも肥料の爲に資金の必要になつたことは非常に痛切なものであつて、人口が増加し農法が收約になつた結果、昔有つた^{マクサバ}秣場土取場などは大抵無くなり、一方では肥料を多く使ふ爲にどうしても外部から之を買入れなければならぬ、現今では所謂金肥を買はずに農業を営むことは殆ど不可能になつたと云つても宜しいのであります。次には種子苗木で此爲に外國へも内地の種屋へも澤山の金を拂ふ。次には農具代であります、農具の改良は目下の機運であつて、如何に小さな農場でも此機運を感じて居ますので、此爲にも中々の金を拂はねばならぬ。是等の費用は何れも昔は餘り必要でなかつたのです。昔は報徳社なら報徳社で資本を貸して貰ふとすれば、多くは貸して貰つた上で始めて其利用の途を考へる位金が必要なかつたのです。古田を買ふか荒地を開拓するか或は如何にすれば最も有利に利用が出来るかと、資金を借りて後に目的を計劃する者が澤山でありました。さう云ふ事情であるからつひ無駄に使つて返す時に困難する憂もありましたが、今日は之に反して若し報徳社が安い金を貸して呉れなければ是非何處か他で高い金を借りなければならぬ程資本

が必要になつて居るのであります。此必要を目前に控へて居りながら、金融を以て主たる事業とすれば弊があると云つて昔風に狭い範囲を守り、地面を買ふとか開拓するとかでなければ貸さぬといふ主義は餘程考へて見ねばなりません。更に又他の方面から論じましても、報徳社で澤山の金を溜めて置くのは、其目的は主として災害救助の準備に在ると云はるゝかも知れぬけれども、此點に就ても昔の災害と近代の災害との差別を考へて見なければなりません。凶作の惨害は現代でも之を目撃しましたが、自分の見る所ではその因つて來る所がどうも昔の様に單に天候の爲ばかりでは無く、別に深い原があるらしいのであります。大體から云へば學藝智識の發達と共に、一般的の災害は段々之を避ける方法が發見されます。少なくとも其結果を小にすることが出來ます。現今では又國及地方團體の救済事業も、縦令無能であるといふ批評は折々有りましたが、少なくとも先づ方法は一通り備つて居るのであります。又人民の収入の根原から云ひましても、穀作ばかりで生活して居た時代とは違ひ、隨分種々なる産業を兼營し収入を得る途が多方面になつて居ります。舊藩

時代ならば二つの領分が境を列ねて居て、一方は豊作であるのに他の一方は凶作で困難をして居るのを坐視するといふ事もありましたが、今日では此種の地方的防穀令などは勿論無くなつて、隣から隣へ有無相通するのみならず、東北に飢饉があれば九州中國から穀物を輸送することも出来る。畢竟するに現今の凶歉は多くは一般的の災害では無く個人の注意と勤勉とに由りて免かるゝことの出来るものと成つて來たのであります。それ故にこの十年二十年の間に報徳社の歴史には救恤の爲に其資金を傾け盡したと云ふことはありませぬ。或は十年二十年ばかりの經驗は當にならぬと云はれるかも知れぬが、自分の考では救恤の爲のみならず常に一萬二萬と云ふ大金を備へて置く必要はなからうかと思はれます。是等の事情から見ると報徳社が其基金を骨を折つて増殖して居るのは、若し是が信用組合的事業の爲でないとすれば頗る不思議であります。而して實際報徳社の各社員も皆之を認めて居るのでありますから、自分が斯く云ふたとて決して否とは云はれないことゝ信じます。此所では前の説とは少々合ひませぬが斯う言はれてをります。十年二十年の間に社金を傾け盡すや

うな凶作があつてはそれこそ國家の大變である。故に今までにそんなことは無いのである。又社金の増加は別に本社が骨折るのでは無い。皆社員の信心からだとも言つてをられます。異存はありません。

次に報徳社の一つの事業として力田精農の者を褒賞する爲に資金を支出することを定款に規定するものが澤山にあります。是も郡奉行や代官の名を以て報徳役所を經營して居つた時代には兎も角名譽の事で従つて獎勵として有効でありましたらうが、今では民情も違つて少なくとも理想の公民は惠與を以つて其善行勤勉を誘ふことは出来ぬのであります。町村制を見ても救助を受くる者は其公權を制限せられて居ります。人が力行精勵するのは自分の社會的地位を自ら改良する爲であるのに、之が爲に受惠者の地位に立たねばならぬといふことは今の民情には合はぬのであります。又一方から見ても褒美を以て善行を誘ふのは今の補助金政策と同様な害があります。要するに此事業はさまで擴張する必要がありません。單に名譽の表彰と云ふならば之が爲に澤山の金を掛けずとも方法は幾らもあ

るであらうと思ひます。若し又凶作等の爲に人民が一般に窮乏して居る場合ならばいざ知らず、平生に於て褒美的に金を貸してやるといふことは餘り褒めた話ではなからうと存じます。

岡田翁は褒賞としての財物の贈與を受けるのは慈惠を受けるのは違ふから屈辱でも何でも無いと言はれました。考へやう次第ですが對等者の間の褒美の金などいふのは如何なものであります。又金を掛けずに表彰の方法があるなら結構だから教へて呉れとのことですが、これは工夫をすればいくらも御答が出来ます。文部省の教育者表彰なども其一つです。金なんか貰ひませんでもまことに張合があるやうに皆申してをります。

是に關聯して尙一つ云はねばならぬことは、報徳社の組織の一特色として居る入札貸付の制度であります。此制度は報徳社創業の時代には確に人の耳目を新にした良方法であつたに相違ありませんが、今日と成つては甚だ平凡な事に成つて仕舞つて居ります。現今は投票流行の世の中ですから人は之を何とも思ひません。加之此方法は又形式的に流れ易い

弊がある。自分の見た三河の某報徳社では二十五人の社員の互選で、年々五人を入札し其者に貸付けます。即ち五年経つと一巡するので、入札とは言ひながら極めて形式的且つ無意味に成つて居る。又その借りる人も其當時果して最も資本の必要があつた人かと云ふにさうでない。只今借りねばならぬ程貧乏でない者もありますが、それでも矢張萬遍なく一様に貸付けて居るのであります。今假に入札が最も當つて居て勤勉正直なる者に金を貸付けるとしましても、最も勤勉正直なる者は同時に最も資本の必要を感じ、従つて最も良く是を運用し得る者であるか否かは疑問であります。報徳記などを見ても入札貸付法の始められたのは貸付を望む者は萬人で資金には限がある故に、是非とも人々をして推譲の妙用を知らしめねばならぬ、又仕法の役人は官選であつて従つて人民をして依怙心があるかの如き疑を抱かしめぬ様に注意せねばならなかつた故に、何れの希望者を最も急なりとすべきかを決するに民意の向ふ所に依られたのは最も適當の事で、此時勢に處せられた二宮先生の仕法は深く人情に合つて居つたのであります。然るに今や報徳社の多數の役員は自身

が既に投票に依つて選舉せられて居る者で、昔の官選役員とは其地位が違ひます。或場合には獨斷専行し得るだけの信任と權限とを持つて居なければならぬ者であります。故に役員の方でも依怙があるといふやうな厭イヤな嫌疑は受けぬといふだけの自信は持つて居る筈と思ひます。併し是は一概には云はれぬことで、卓越したる人物は何れの村にもあると云ふ譯でないから、萬人の心服するやうな人物のない村では、斯う云ふ制度を執る必要があるかも知れないのであります。序に申したいのはどうも日本人の氣風には西洋で所謂デモクラチック、エレメント即ち民主政治の分子が少ない。何分お任せ申すと始から委任狀なり印形インギョウなりを預けてしまふ者が多數であつて、責任を以つて獨立の判斷を發表する者が甚だ少ないのであります。斯ういふ國柄ではあまり小さな事に迄過半数採決法を執るのは寧ろ迂策であると思ひます。殊に理事者の責任は入札貸付順番貸付の盛に行はれて居る場合には却つて薄くなり易く、貸した資金の用途を充分に監督することを、怠るやうな傾があります。入札等で貸付を受けた人間は嫌イヤでも借ります。勿論斷る事は出来ませしが、どうぞ

借りたいと云つて貸して貰つたのと、黙つて居て貸して呉れるのとは大變事情が違ひまして、頼み廻つて迄も借りたくはないが、貸すと云ふなら一つ何かに使つて見ようと云ふのは人情であります。昔の様に一般に資金の缺乏を感じて居る際に助貸的に貸す資金ならば、入札も良法でありませうが、今は之を極端に行ふと却つて貯蓄の効力を減少するの弊があるかと思ひます。

自分は報徳社の入札貸付を本則にして居るものを見たのですが、岡田先生の社では此は特殊の場合のみで、普通は入札をするのは賞與をする爲ばかりであつて、其採決も過半数ではなく最多數で三番札までは賞與をやるのだと云ふことです。さうすると二十五人の社で十票八票六票と三人に入札すると皆當選することになります。

此點に關しては日本の信用組合でも却つて幾分か報徳社より勝つて居ります。貸した金の用途の吟味には非常に重きを置いて居りますからして、最初言明した用途以外に使つて居ることが分れば直ちに取上げると云ふ約束をして居る所が幾らもあります。報徳社の方

では借りるには借りたがさてどうして使つてよいやら分らぬと云ふ者が或は無いとも云はれませぬ。斯う云ふ人に取つては五年に一回の僅な恩謝金でも無駄な費用ではありますまいか。昔銀行の無い時代には、名主が小民から預金をせられて相當の利子を付けてやる爲に、下手をすると自腹を切つた事も有るさうですが、心得方の悪い手の廻らぬ報徳社員も之と同様な目に逢ふことがあるかも知れません。駿河東報徳社などでは五ヶ年年賦の貸金よりも先づ年々の流通資本の貸付を力め、例へば肥料を買つて置いて入用な者は取りに來い、金のある者は現金で拂へ、ない者は收穫で拂へと云ふやうに融通して居りまして、西谷氏などは成るべく順番の貸付は罷めたいと云つて居られました。是は事情に合つた説かと思ふのであります。

岡田先生は夙に順番貸付の弊を認められて居つて、遠讓社報本社等と分立せられたのも此爲であるといふことです。遠江報徳社も此をやつて居るやうに思はれて迷惑であると言はれました。此主義は二宮先生の門派が二つ三つに分れて了ふほどの大問題であると思ひませんが、勿論これに限る

と云ふやうな説は固陋の説にちがひありません。

最後に今一つ報徳社の特色は無利息貸付と云ふ事であります。報徳社の教義から申せば無利息貸付といふことも相當の事でありませう。年賦の最後に報酬金とか元恕金とか云つて出す金は、申さば本人が衷情から出さなくては居られないもので、御禮をすると云ふ趣旨でありますから、報徳社の教義から云へば之を無利息と云ふことも出来ませう。然しながら一旦定款に現はれて約束となり、之を納めない者は除名する、即ち定款違反者となり義務不履行者となります以上は、昔とは違つて報酬と云つても矢張利子のことでありまして、成るほど昔の様に二割三割を普通の利率として居た時代には、五年賦に添へた一年分の謝金は殆ど利子には當らぬ位に小さな御禮でありますから、取りも直さず恩恵であつたかも知れませぬが、現今では餘程金利も下つて居りまして、方法に依つては八朱九朱で借りられぬこともないので、愈以て此の報徳社の無利子々々々と云ふのは如何かと思はれます。報徳社員も亦少くも其半數以上の者は恐らくは此報酬金を以て利子の別名だと心

得て居るでありませう。而も現今の世の中では、所謂利子不法説などを説く者は此世界には居らぬのですから、何も利子を取らぬことを標榜しなくても相當の利子を取るのには至當でありまして、利子を取るから報徳の教を汚すといふことはないだらうと思ひます。而も此の無利子貸付といふことを標榜して居ります爲に、外部の人からはさもく偽善らしく批評をせられて居るので甚だ遺憾のことと思ふのであります。

無利子とか謝金とか云ふ語は深き教義を込めた文字であつてむざとは改められぬ。世間には悪く言ふものがあるかも知らぬが報徳社の人は相應の理由のあることゝ信じて敢て之を意とせられぬさうであります。二宮先生を尊信する者は其片言隻句たりとも世人が惟しむからと云つて改めてはならぬといふことでもあります。又八朱九朱で金を借り得るなら、天下の農民が高利で苦しむと前に言つたのはうそかと云ふことですが、勸業農工の二銀行や信用組合はありまして、残念ながらまだ臆立てばかりであります。自分が報徳社が五年に一年の謝金は世間普通の貸金利率であるやうに申したのは少しく言過ぎでありました。

無利子貸付と云ふこと

五

唯今までは報徳社の長處又は少なくとも疑問となつて居る特色を言つたのでありますが、是から少しく其短處かと思はれる點を述べて見ませう。先づその重なるものは何かと云ひますと、貸付資金の潤澤で無いこととあります。若し報徳社が教義を傳播すること、即ち教會的事業に重きを置いて居るものならば、私の考は或は適切な批評でありますまいが、若し我々の解する如く、二宮先生の當初の志は小民の經濟の協力的自立に在りとしませれば、貸付金が潤澤でないと云ふ批評は是非しなければなりません。駿河東報徳本社の規則が今でも富國捷徑に有る通りならば、あの社では酬謝金は土臺金の中に入れて普通の貸付には使はぬので、土臺金は利子ばかりを貸付金に使ふのですがごく僅かのものであります。又此社では利子を付けない加入金（預金）の外に、別途加入金と云ふ始終出し入れをする預金には五分の利子を付けます。さうして貸付金の利子としては六年の終に元金の五分の

一、即ち五分に足りない報酬を取つて居るので、實にどこから社員の預金に對する五分の利子を拂ふかと思ふ位であります。語を換へて申せば寄附でも募らなければ報徳社自身に金の殖える途はないのです。又支社の規則を見ましても御禮金は善種金の中に入れて是は貸付に用ゐないことになつて居ります。掛川の本社支社の關係を見ましても、貸借上の收入は土臺金に入れることになつて居ります。支社でも加入金取扱上の差益は土臺金に入れ、其土臺金は本支社とも貸付に充てませぬから、此方から貸付の資金は増加させぬ。それから森町の報本社は先きに申した様に全く貸付はしないのであります。要するに報徳社を信用組合と比較するのが不當ならば格別、若し此方面に於て經濟上の効益の優劣を尋ねるとすれば、報徳社の方は、社員の寄入金とか加入金とかを勧誘して増加してもらふ外には、將來自力で其德澤を擴張するの途が無いのです。法人であり乍ら自力で成長が出来ぬといふのは妙なものではありませんか。而も遠江報徳社でも、駿河の東報徳社の方でも、此の加入金等は餘り殖えて來ぬ様に見えます。遠江報徳社の統計を見ると、町村社は三百三十

貸付資金の少なきこと

一で一萬以上の町村社員が居りますが、善種金が十六萬圓加入金が六萬圓、合せて二十二萬圓しか貸付資金に充つべき金がない。(尤も米が此外に一千五百石あります)。其内から一部分本社へ差出しますが、之を計算せずに全部貸付けるとしましても一人前僅に二十二圓にしかありません。最も借る人は社員数の五分の一か三分の一でありませうけれど、併し百圓と纏つた融通は如何に必要を認めても先づ出来ないであります。そして是は現在在の状態で長い間には殖えて行くかと申せば、それも見込はありません。駿河國東報徳社などもよく似た事情で、本社は支社の世話と誘導の方を主にして居りまして、貸付の事業はないのです。支社の数は三十程ある内で貸付をしない報徳社が十位あり、あとの二十許りが貸付をして居ります。西谷氏などに聞くと、どうも大きな社になると役員は事務の處理上嫌疑を避くる必要もあるから、つまり申合はせて善種金ばかりを積ませて加入金を預らずに居るとの事です。併し平均これも僅か社員一人に割當て、二十二三圓の貸付資金では利益はほんの心持ばかりしか無ささうに思はれます。私とても實利一方しか見えぬ人

間でもありませんが、唯今茲には實利の方面ばかり説いて居りますので斯う申すのです。若し報徳社は農村金融の機關ではないと云ふことになればそれまであります。さうすれば信用組合と報徳社との比較の根柢が無くなつてしまふのですが、唯若し報徳社がライフアイゼン氏一味の社會改良軍の先鋒であるとして比較します時には、報徳社といふものは非常に小さな短かい武器を持つて働いて居る武士と云はなければなりません。全體無利息五年賦の方法では利子は五%よりも少ないので、遠江報徳社本社の如きは善種金も其他の加入金も悉く重利五分で利殖をして行く仕法でありますから、帳面の理窟上では支出より収入が少ないわけで、即ち報徳社は損をして居るのです。もし預金の引出しに制限の規約が無かつたら、一日も社は存立が出来ぬのです。随つて全部の資金を貸付に使ふこと出来ぬのは全く據無い事情であります。銀行に預入れば事に依ると七分以上の利子が付き、株式に應募して居ても八分位に廻ると云ふのに、貸せば損になるのであります。必しも此爲とは言ひませぬが、掛川では資金の大部分を銀行に預けて居り又株を持つて居ます。い

ざと云ふ時に預金の方は直にも役に立ちますが、株券の方には、もし市場市價の無いものがあればどうしますか。然るに非常に堅い會社ではありませうが、土地の銀行の株券なども持つて居るので、是等は誠に動きの取り難い財産の管理方法と言はねばなりません。又帳簿の上の損は缺損にはして置かぬ代り、町村社其他の社員から申合せの寄附をさせる。無暗にと云ては語弊があるか知らぬが、從來でもかなり寄附をさせた外に、明治三十八年から任意喜捨とは言へ、一人前五厘とか一錢とかきめて寄附をさせ、其爲に千圓程の收入を得て本社の費用に充てゝ居るのであります。此有様ですから貸付に金を出せば出す程、益々社の経費が足らなくなるので、仕方なしに寄附で補はなければならぬといふ次第、此點から申せば遠江報徳社は經濟上の意味に於ける信用組合ではないので、此貸付事業は單に一種の慈善的のものになつて居るのです。若し此儘に進んで行つたら信用組合と云ふものと殆ど根抵に於て分れてしまはなければならぬのであります。

岡田先生は報徳社を信用組合と改稱させる下心で私が此議論をすと思はれたものですから感情を

害せられました。自分の趣旨は單に此二者の經濟上の功績を比較した迄で、若し報徳社が主眼とする所は別に在り、經濟機關としてはもとゞ是丈しか幅の無いものだとなればつまりは此の如き比較論を試みたのが無益だつたと言ふに歸するのです。此當時桑田博士を始めとして、人がよく報徳社と信用組合とを並べて説いたものですから、自分も言ひたいことを述べたのです。處が報徳社は金融機關では無いと先生は言明せられました。金を借りる爲に入社はせぬと言はれました。又農家の經濟は左ほど金融の必要なもので無いと言はれました。災害病死も無いのに金を借りたいと云ふ百姓はどうせ返すことが出来まいと言はれました。返さぬ時は取立にこまると言はれました。町村社では貸付事務までやつては煩に堪へぬと言はれました。要するに、報徳社と農村信用組合とは殆ど比較も出来ないほど趣意のちがつたものであることになるのです。併し世の中の人の報徳社に對する判断、又は要求は是ほどでも無いのですから、此比較論も丸々役に立たぬことは有りますまい。

それから今一つ私が短處と考へるのは一體の組織及事務が非常に保守的且形式的であることとあります。一般に報徳社では外部の者には分らぬ術語を澤山に使ひます。實務の上

にも使ふのです。例へば財産目録とか貸借対照表とでも云ふべきを現量鏡と稱する類なのです。併し是等は簡単な事で差支も無いが、ひどいのは諸國の報徳社が本社へ差出した數十ヶ町村の決心書といふものゝ文言が悉く同一で、我村は水利悪く地味瘠薄で人民が維新以後放恣遊惰になつた云々と書いて在ります。そんな村ばかりがあるもので無い。皆書式を丸寫したからであります。又必ず細^{ナハナヒ}細餘業を取立て積金を致すべく云々とありますが、多くの村は積金はしても細は細^{ナハナヒ}ではないのです。決心書は字の通自分の決心存寄りであるべきものに、此の如く人の口寫してあります。此類の事は甚多い。遠江の報徳社のやり方は比較上餘ほど進取的でありますが、やはり形式を捨てないのであります。其他の各社は今一層保守的の傾向になつて居ります。是は報徳社の特色であるから、之を除いてしまつたら精神も隨てなくなると云ふのでありませうが、どちらかと云へば非常に社の發達の爲に不利益なことで、且又形式さへ守つて居ればよいと云ふ變な表面的の信仰に陥る處もあると思ひます。

今一つ、是は誰も感じて居る事でありませうが、報徳社には教派の分立が随分劇しい。所謂セククリヤニズムの弊があります。私の不十分なる研究では未だ斷言は出来ませぬが、どうも根本の思想に於て著しい差異の有る譯は無いの、各派の協力と云ふことは不思議な程少ないのです。殊に遠江の西部などでは本社が三つも四つもあつて、各皆違つた道筋を歩いて居ります。遠讓社の人に掛川の社の事を聞くと少しも知らぬ、又掛川の方の重立つた人に報本社なり遠讓社なりの狀況又は其主たる特色を聞いても明に答へることは出来ぬのです。言はゞ何故に各本社が此の如く分立對抗せざるべからざるかをさへも知らぬのであります。成程相馬の本社なり福住翁の門派なり安居院翁の門派なり、始から別々に發達して來て、長い沿革上聯合しては進むことの出来ぬ事情も有つて、全くの統一は或は困難かも知れませぬが、少なくとも相互の間に比較研究して事業を改良したら善ささうであるが、之もせぬかと思はれるのであります。早い例が報徳社の用語で各本社それぞれ異なつたものを用ゐて居ります。同じ善種金と云ふ言葉も甲乙全く違つた意味に使つて居り

ます。庵原^{イハラ}や掛川で言ふ善種金は普通の法人なら出資とか株金とか言ふ語に當り、所謂種金^{タネキン}即ち本社から支社へ下げる金などを土臺金と云つて居ります。之に反して報本社では種金の方を善種金と云ひ、掛川庵原の善種金を却つて土臺金と云つて居るらしいのです。それから元恕金と云ふのも、遠讓社の系統小田原報徳社の系統に屬する社では、社員が社に對して出す金は、貸金の御禮金でも平生の贖金でも共に元恕金と申して居るが、遠江報徳社などでは御禮金に限り、元恕金と云つて居るのであります。又東報徳社では元恕金と云ふ名稱は丸で用ゐないらしい。要するに各派名稱が區々になつて居ながら、何れも其語が報徳の主義と離るべからざる者の様に言ふのであります。故に人によると、此の如く分派の競立するのを以て、根本的深意義の無い字句の争と思ふ者が有るかも知れぬが、併し其は餘り見くびつた話です。兎に角私の考では此各本社の事業振の異同優劣は、是非共社の人^タが自ら深く研究せねばならぬ事と思ひます。我々は既に二宮先生を失つてしまつたのであるから、此上は此研究より外に先生の教を學ぶ法は無いのであります。各派の事業方

針の異つて居る點は餘程著しい者で、少し宛は我々にも分ります。例へば本社に資金を澤山置いて大な建築物を設け、所謂中央集權的に遣つて居るのは掛川の報徳社で、之に反して本社も經濟事業をやらぬでは無いが、庵原の東報徳社の如きは本社には餘り財産は蓄積せぬと云つて居ります。即ち主として支社の誘導監督と云ふ方の仕事をして居るのです。又遠讓社では資金は凡そ支社に貸付けてしまつて、本社には少しも持つて居らぬ、其資金とても五千圓程しかないのであります。掛川の報徳社には十萬圓からあるので、社の大小にもよるが、全く中央集權と地方分權との主義の差異に基くのです。森町の報本社に至つては全く違つて居りまして、支社の方では貸付の事業をやつて居るが、本社はまるで貸付といふことをしない。財産を持つて居つても、銀行に預けて其利子を費用として單に傳道部の事業のみをして居ります。恰も産業組合で言へば中央會のやうなもので、經濟的聯合では無いのであります。此組織も勿論必要であるけれども、經濟的聯合事業と兼ねるが善いか、別々にしたものか、どちらでもよい何でも善いと云ふ筈は無い。同一事情の地方に在り

ながら數十年隣を接して更に相手の長所を認めぬと言ふのは、あまりに悠長ではなからうかと思ひます。

報徳社の用語の區々なのは岡田翁が富國捷徑の説に反對せられる爲であるさうで、其著者福住正兄氏が物故せられて可否を論ずることの出来ぬのは是非も無い次第だとのことです。此序に岡田翁は(一)利の字を諱避して社金一切を無利息となし(二)社費の出途なくして社務舉らず(三)土臺金を使用せずして無用の長物に屬せしめ(四)善種金を遣ひ捨て、善種善果を見る能はず(五)或は隱然利子を徴して之を表面に顯さず(六)社金悉皆を社中に貸付けて帳簿上のみ貯金あるが如きは是非か、私の判断はどうかと言はれました。暗に福住派の報徳社などのすることを意味せられてをと思ひますが、是もごく簡単に御答が出来ます。(一)から(五)までは善くないことですが(六)は善いことでもあります。

本社と支社との聯絡方法に付ても色々種類があつて、是も比較研究したら利益があるに相違ありません。報徳社に於ては、町村社は本社の産んだ兒であつて其關係は家族的であるから、之を産業組合の如く個々別々に發生した者を聯合するのに比べると、どの位容易

で且つ愉快なる活動が出来るか知れないのです。然るに一般に報徳社の本支社の聯合は未だ十分巧妙なりとは言はれませぬ。先づ教育的傳道的の方面に主として力を用ゐればよいと言つて、各支社相互の間に資金の過不足を訴へても更に有無相通するの便宜が與へられないのは如何かと思ひます。又冷評をすればすまぬ事かもしれませぬが、何處の報徳社でも支社が新に起ると、本社から十圓とか二十圓とかの種金を其土臺金の中へ下げると、出來た支社からは又同時に五圓なり十圓なりの寄附金を本社へ出す習慣があります。恰も東京などの婚禮で婿方から帯代を百圓結納にすれば嫁方は其半分を袴代と言つて包み返すと同じであります。これは深い意味のあることで、種金と言ふのは彼の耶蘇舊教の十字架の本屑又は佛教の佛舍利などと同じやうな考でもありません。併し報徳支社の新設は寺院の建立とは必要の方面が違ふのですから、此優美なる慣習が單に宗教的の意義のみを備へて、之と同時に經濟的の意義を持たなかつたら遺憾の事なのであります。何とか一つ斯う云ふ習慣を善用して互に巧く本支社を繋ぐ方法を探りたいと思ひます。今では殆ど形式に

なつて居て、誰に聞いても其必要を十分に説明する人は無いが、私は之を利用して行けば、面白い活動方面が開けるであらうと、未來には望を屬して居ります。けれども現今では誠に無益な形式であると斷言致します。

七

枝葉の問題はよい程に略して、要するに報徳社事業の規模が何時迄も大きくならぬのは返す返すも歎はしいことであります。外々の本社はまだ現量鏡を見ませんが、資金の豊富で無いことだけは確かであります。掛川の報徳社本社はこの三百有餘の町村社を攝して居つて、最も完全なるものとして有るのに、其財産總額が九萬九千餘圓、其内善種金が六萬圓もありながら、其拾萬の財産中七萬圓許を以て株金債券とし、一萬八千圓許を銀行の定期預金又は個人預とし、現在貸付に供せられて居るのは僅に一萬二千圓ばかりであります。十萬圓ばかりの金を以て一萬足らずの社員の資金需要に應ずるのでは（尤も町村社で

も貸付をしますが）是でも潤澤とは云はれませぬ、況や實際貸付をしたのは其内の僅に八分の一に止まると云ふことでは、誰とても報徳社を以てライフアイゼン氏の前貸組合と比較するに躊躇せぬ者は無からうと思ひます。是には前申した事情もあつて、何分無利子の五ヶ年賦と云ふことが殆ど沿革的に信條のやうになつて居る爲に、此制度を捨て、新なる方法を探ることが困難であるのです。最も七ヶ年賦十ヶ年賦又は定期償還法も無いことはありませんが、總數の上から見れば、極めて些少で、大部分は右の五ヶ年賦法で貸さなければならぬことになつて居ります。而して所謂無利子貸付を旗幟として居る間は、報徳社自身の經濟はどうしても發達しやうが無いので、例へば掛川で申せば五分足らずの利子で貸して居つては、善種金其他の重利五分の利殖方法は立つ筈が無い。依つて據無く其他の方面に於て社員にとつては痛くも痒くも無い利殖方法を探るのです。濱松の資産銀行の如きは非常に信用のある立派な銀行で、殊に重立つた報徳社の人々が其役員になつて居つて、現今の所では決して危い銀行とも思はれませんが、兎に角其株券を澤山持つて居り預金も

それへするのです。私は彼の社の人に云つた。今は泰山の如しでも有りませうが、自然人は死ぬる、法人の命は長い。しかるにあなた方は如何にして、百年後の責任を負ひますかと。併し是は設立當時の事情止むを得ぬ爲で、現に其後は地方的の株はもたぬさうです。預金とても同じこと、地方でならば堅い銀行でも特約次第七分か六分五厘には預る。普通の人情として其金を引出して五分の貸付に廻すと云ふことは、むつかしい筈だと人は思ふので、報徳社の人は損をするのがつらくて貸出さずに預金にして置くのだらうと邪推をせられても仕方が有るまいと思ひます。掛川ばかりを悪く言ふやうですが多くは外の社もさうであらうと思ひます。

一朝需要があれば現金拂出をせねばならぬ基金の大部分を、如何に確實であらうとも中央の市場に相場附も出ぬやうな株券にして置いて、果して急場の間に合はせることが出来ませうか。岡田翁は資産銀行は此金を貸出して間接に世間の爲になつて居ると言はれました。併し銀行となれば世間の爲ばかりは考へませぬ。取れるだけの利子を取り擔保さへあれば心掛のよくない人にも貸します。

報徳社自身で貸すよりはもつと適當に分配するだらうとはどうしても思はれませぬ。岡田先生の説では少なくとも農民には金を貸すのは有害だと言ふことでありますから、銀行にでも利用させるより外はありますまい。

掛川では昨年あたりは千圓も費用が足らぬので、其爲に特に社員一人に付一錢とか五厘とかの特別寄附金を募ると云ふことですが、折角十萬からの財産がありながら、而も一方には八分でも九分でもよいから借りて使ひたいと云ふ社員が澤山あつて地方の高利貸銀行は跋扈して居るのに、之を坐視するばかりか、貸しもせずはまだ寄附金を募ると云ふのは餘程おかしいと思ひます。役員の話聞けば、町村社からあまり貸付を云つて來ない。町村社から借受の交渉があつて役員會の議決で貸さないと云つて斷つたことは、未だ無いとのことであります。併し是は決して町村社の資金が潤澤で本社に頼むの必要がないからでは有りませぬ。殊に各町村社の社員が資本の缺乏を感じず或は資本を新に要する産業に係せぬからでは有りませぬ。必ず別にどこかに原因がなければなりません。然るに報徳社の

人々は悪く言へば之を取調べるだけの親切が無い。我が同胞農民の貧窮なる原因は必しも怠惰不道德の爲のみではない。無論此上にも教へ無ければならぬが、之と同時に救はなければ、所謂枯魚の市に求めよになりはせぬかと思ひます。そこで私の思ふのに、報徳社と云ふものはまだ報徳社自身の分度を考察して居らぬのです。報徳社は立派な法人格を持つて居る人民であり、而も自己の身分資力を測定する點にかけては法人であるだけに我々の暮し向身代の込入つて居るのから見れば遙に分度を立て易いのであります。然るに其資産収入の中幾分を生活費とし幾分を貯蓄とし幾分を他用とすべきかの方針さへも立たぬのです。昔の報徳社は凶年の時の助貸を目的としましたが、今の報徳社は平年の資本需要の爲に積極的に力を盡すを以て時に合へる事業としなければならぬといふことを考へぬのであります。人には推譲を説きながら法人自身は溜める一方で譲ることを知らぬのです。同胞の中には資本入用の餘に高利を借りる者も有るのに、又一方には當座の餘金の置場に困る者があるのに、金融は本業に非ず今に信用組合が出来るからと云つて、まだ出来もしない

信用組合に押付けてしまふと云ふことは無理であります。

州立社員は町村社に關する費用の爲に勸めざるに寄附金をする、これほど推譲をするでは無いかと岡田先生は言はれました。併し是は個々の社員の推譲でありまして、集合體自身の推譲ではありません。又先生は集合體の分度は無を無とするに在ると言はれました。其意味はもとくゝ人の寄與を受けて之れを使ふ爲の法人だから、人の出すだけ取つて置けばよいのだと云ふことでありませう。併し分度の極致は財貨を社會の爲最も有効に使ふにあるのです。假令死金にならぬ迄も法人に取入れた爲に金の活動が鈍るやうでは、如何に總會で可決した豫算でも、分度に合したものは言はれませぬ。

成程今は郵便貯金も有る、貯蓄銀行も有る、先々貯蓄機關が完備して居るといふ人もありませうが、少なくとも農村に於ける貯蓄機關はまだ不完全と云はなければならぬのです。是は餘談ではありますが、私は現今の如く貯蓄機關が中央集權の傾のあるには非常に反對であります。郵便貯金は元よりの事、地方の小都會に在る貯蓄銀行でも、金を集めれば悉

早く地方金融機關の不完備を補へ

く中央へ送つてしまふのです。此の如く貯蓄機關を中央集權的にして置けば、いつまで経つても農村の資金を潤澤にすることは出来ませぬ。中央の大都會では今のやうな國運になつて來ればどしどし外國へも投資しなければならぬ。所謂零碎の資本などは幾らあつても足りない。つまり地方の人民がぼつ／＼溜めた金は間接にも彼等自身の利益とはならず、單に利子を貰ふだけのこととて悉く中央へ吸取せられてしまつて、五十と百とまとまつて借りればいつも商人から高く借りねばならぬ、是では大に困るのであります。大した高にもならぬ金を斯く迄吸収せずとも、一地方毎に成るべく直接に利用すれば、質銀を收入する小市街の住民と之に物を賣る村落の人民との關係も今より一層密接になるわけです。此論から見れば今の日本の農村の貯蓄機關は最も堅いのが郵便貯金、其他にも小さな貯蓄銀行は數有るけれども、何れもまだ不完全ですから、別に自助的にして營利を専門とせぬ農村の貯蓄機關を設ける必要があると思ふのであります。

八

前にも申しましたが、災害豫備の爲に特別の基金を用意することは然るべきことで、報徳社の目的も一は亦茲にあることは疑ひませぬ。外國でも産業組合が救恤の爲に基金を積んで居るものは澤山ありまして良法であります。併しながら是も分度があらうと思ふ。其爲ばかりに必要以上の蓄積をして外の仕事は手を束ねて居てはなりません。必要額以外はどうしても生産に宛てゝ行かなければならぬので、寄附金をするものがあれば幾らでも受取ると云ふことも、どちらかと云ふと餘り公益的に貪欲であります。殊に之を有効に使ふ道を得ずして唯勧誘するのは是亦分度の論に外づれたことと思ひます。小農や小工の徒が資本の急を感ずること今日の如き時はないので、若し報徳社が八分にでも九分にでも入要の金を貸すならば、他の一割五分二割で借りて居るのに比すれば其差だけは少くとも恩恵であります。ごく穩當なる利子を收めて最初の資金を利殖し次第に之を輾轉して貸付ける

と云ふ信用組合と同じ仕法を行つたからとて、決して報徳社が利益に倣々たる徒であると云ふ批難を受けることはあるまいと思ひます。此點は報徳社の改良すべき理由は十分認められる事と信じて居るのであります。私は遠江報徳社に参つた時不幸にして岡田さんにお目にかゝることは出来なかつたが、外の役員に會つて誠に遠慮の無い提言を試みたのです。第一に言つたのは日本の信用組合はまだ決して完全とは云はれぬが、報徳社は此際最も完全な理想的の信用組合に變形して働いては如何といふことでした。其の答にはそれはどうも困る。若し報徳社たるものが實利ばかりを目的とすること恰も彼の農商務省の出した信用組合模範定款のやうでは全然報徳社が無いのも同じである。私の曰く、産業組合は元來實利的よりも道義的分子の勝つたものであるから、定款に道徳上の信念を言明するのに何の不可があらう。現に英國の産業組合では定款の第一條に欺かざるを社員第一の義務とし、次に同胞救拔、分度推譲を以て協同の眼目を規定して居る實例が澤山ある。どうか日本にもさう云ふ高尚にして眞面目な組合がほしいので、又事業の取扱に付ても報徳社の根

本の原則を更へる必要は些も無い。信用組合になつても善種金と同じく義務貯金の申合せをしてもよし、引出制限の申合せをしてもよし、又他の一方には貸金の用途を細かく監督してもよし、貸付ける場合を限定してもよし、特別積立金をしてもよし、寄附金を保管してもよし、純益の不配當も申合が出来れば其一部分を救恤に宛ても更に差支が無い。日本に先例が無いだけで報徳社は一歩進めば最良の信用組合だと申しますと、其答に曰く、産業組合法に依ると社の形式及用語を變へねばならぬ、現量鏡とか元恕金とか言ふ語も夫々深い深い意味のあることで、之を財産目録とか貯金とか言つてしまへば終に報徳の教義を説くことが出来なくなると云ふ。然るに現に掛川の定款を見ても、或は「現量鏡とは會計簿の謂なり」とか、或は「加入金とは預入金の謂なり」とか、「元恕金とは酬謝金の謂なり」とかいふ定款の註釋が幾らも見えて居るのです。是は内務省で定款認可の際に注意して入れさせたのだらうと思ひましたら、本社自身の起案であると云ふ。それその通り、あなた方でも古い文字では分らぬ時代に成つたことを感じて居る。二種の文字を使ひさへす

れば幾らでも法律に合することが出来るではないか。而も各報徳社色々の字を使つて居るから、今に統一の必要が起るだらうと述べたのであります。併し結局する所、報徳社を信用組合に變ずることは到底近き將來には望まれぬことを感じたので、それから尙語を換へて、然らば見附の信用組合の如き報徳社の人のみが關係し經營して居る信用組合を出来る限り報徳社の仕法に改めて、先づ名稱は組合と言はうが社と言はうが、二宮先生の志は行へぬことは無いと言ふ實證を天下に示しては如何、即ちあれを一の報徳社の積りで經營したらどうか、何故に二宮式で同時にライフアイゼン式なる信用組合にせぬかと申しました。斯く申したのは見附の信用組合の如きは報徳社員のみで組織して居ながら、極めて銀行によく似たるシュルツェ氏式の組合で、例へば出資一口の金額を成るべく多くしたいとか、擔保を十分取らなければ貸さぬとか、シュルツェ的なことばかり言つて居るのです。是は最初信用組合を説いた人が信用組合とは相互的小銀行であると云ふやうに誤解させたのが悪いのであります。農商務省の或人が初めて掛川へ參つて岡田さんに逢つて信用組

合の話をして、報徳社も信用組合になつたらよからうと云つたら、それは以ての外の事だ、信用組合は實利を主とするものである。報徳社は道徳を主とするものである、二者を混同されてはならぬと云はれた。是は最初に話した誰かゞ信用組合を便利の方からばかり説いた爲であります。若しライフアイゼン氏の眞諦を説いて、其の報徳社と相距ること遠からざること立證したなら、無暗な夷狄排斥論をするやうな人たちでは無いから、必ず諒とする所が有つたらうに惜しいことをしたと思ひます。

岡田翁は自分は夙に東洋のシュルツェ・ライフアイゼンを以て自ら任じて居つて、信用組合法案の議會に提出せられる前から信用組合を作つた、出た法律案が氣に入らなかつたから之に従はなかつたのだと言はれました。この御氣に入らなかつた點は何でありましたか、萬一之を公益法人としなかつた爲なら是非も無いことです。郷黨道徳を主眼とするライフアイゼン式の信用組合でも前貸を事業とすれば公益法人とは言はれませぬ。況や、見附掛川の組合は純然たるシュルツェ式で何も信用銀行と變形をせずとも、最初から小銀行であつたのです。民法第三十四條の解釋を殆ど無限に擴

張しなければ、とても之までを公益法人とは出来ませぬ。

私の見聞した地方だけで申さば、遠江に限らず一般に報徳社の既に成立つて居る所で別に信用組合を拵へようなど云つて居ります。之に反して報徳社の人々が報徳社を信用組合に變形しよう云ふ頃は極めて少ない、どちらかと云ふと報徳社の人々は農商務省が無暗に信用組合に卷込まんとして居ると思つて、防禦的態度を採つて居ります。是は誠に悲むべきことでもあります。併し私の考へますには、報徳社が産業組合法に依りながらぬ理由は前申した外にもまだあるので、其一には産業組合法に依る設立は普通の公益法人の設立と比較して手續が一層繁雜であり、登記裁判所に組合員名簿などを出して置いて、出資事項に少しでも變更があると其度毎に登録をしなければならぬやうなことがあるからです。これはどうしてあゝ云ふ複雑な規定をしたか、どうか成るべく便法を設けたいものです。例へば組合員名簿を二つ用ゐて其一つを登記所に置き他の一方を組合に置いて、通帳的に變更の度に引換へることにでもしたいものです。兎に角産業組合自身の爲から見ても、もう少

し簡易にしたいことであります。又事業報告其他の監督方法も精細であるが、是も獨逸の組合のやうに聯合會に幾分監督の權限を與へたならば、簡易な爲に外部に迷惑をかけることも少いでせう。是は産業組合中央會の御研究を願ふ外はない。今一つの理由は一般に國民が法治制に慣れないのと、法律執行の機關殊に司法機關の組合に對する態度が冷淡で法律制定の精神と合致せぬ事で、是も缺點だと思ひます。國民は法律に疎いとは云ふものの開墾しやうとか拂下を受けようとする時は、随分よく法規を調べて面倒な手續も履みますが、さて斯ういふ取締の規定となると、結局自分等の利益になる事も唯無暗に面倒がります。耕地整理なども最初明治二十九年頃に簡単な單行法が出て區劃改良の爲に田畑が増歩しても、地租は従前の額より増さぬといふ法三章的の規定がありました。此でも耕地整理をするに差支が無い所から、後に綿密な整理法が出て兎角之に依るを欲しない。甚しきは新法を悪く言ふことを力める者があるといふ有様でした。つまり研究の熱心が無いから少しでも慣れたものがよく思はれるので、産業組合法も一見した所では之に依るの利益

がよく分りますまい。租税の免除軽減は特典ではありませんが、是は普通の公益法人も受けて居ります。例へば信用組合の事業をして居る報徳社は所得税營業税を課せられては居りませぬ。又積金講とか頼母子講とか云ふものも澤山あるが、斯う云ふものは金銭貸付業として營業税を掛けられぬ故、特典は必しも産業組合に限らぬのです。共同販賣でも共同購買でも民法上の組合契約でやつて居るものでも、私の考ではやはり産業組合と同じく營業税を課せられまいと思ひます。何とならば生産者が自分で賣り消費者が自分で買ふならば、此が爲に利益を得ても營業とは云はれないからです。併し稅務署の解釋はどうなつて居るか分りませぬ。要するに訴訟をせぬ人は法人格を得て財産を分立するの利益を解せず、租税免除の特典とても此に限つたもので無いので、其爲に面倒な産業組合法に依る必要が少くないのです。こんな姿でして報徳社は産業組合になりなさいと云つても、感情上若くは物質上の障碍から、近き未來にはとても之に従ひますまい。是は何か他の方法で漸々に報徳社と信用組合とを接近させるのが最も良いので、従つて私は報徳社の隣に居ながら報徳社員が信用組合を設けると云ふことは賛成出来ませぬ。

九

次に申したいことは現今報徳社と稱へられないもの、若くは報徳社の形はして居てもまだ法人と成つて居らぬものが澤山あることです。二宮翁五十年祭の紀念會に發表になつた表の外に報徳社がまだ中々澤山あります。此等の報徳社の多くがまだ法人と成つて居らぬのは理由のあることです。元來産業組合でも法人となつた直接の利益は何かと云ふことは之を説くに困難でありまして、例へば財産を分立して別個の財團を作る利益の如きは之を農民に説いても分らぬのであります。併し分らぬのは悲むべき徴候ではなく、寧ろ賀すべき徴候で、人民が訴訟の念に疎く法律上の利益に細かくないから之を感じないのです。所謂上州の三社即ち碓氷社、甘樂社、下仁田社といふ生絲の販賣團體は、實質上は立派な産業組合でありますが、當時は皆民法の契約に依る組合であつて法人ではない。一萬人以上

の共有財産として二三萬圓もする不動産を持つて居りますのに、其社員等は尙未だ十分に財産分立の利益を悟つて居りませぬ。必しも強ひて法人にならうと云ふ氣がないのです。例へば碓氷社では社の財産は皆社長の名義になつて居ると聞きましたが、碓氷社一萬の社員は社長を信じて一向不安を感じては居りませぬ。此の如く人情が今尙敦厚で、誰の私有名義にして置いても悪い事をする者が無いから、法人とする必要がないと云ふことであれば、私は公益法人にならないでもよいかと思ひます。そこで將來の報徳社が産業組合となれかしと申すのは、必しも産業組合法に依る法人となれと言ふのでは無く、精神さへ結合すれば善いのです。私は遠州の信用組合と報徳社が夫婦になることはまだ遠い話でも、他の諸國に散在する報徳社が産業組合の新空氣を吸ひ、之に同化せらるゝことは必ず戦後に起るべき現象だらうと思ひます。又是非ともさうならなければならぬのであります。而して之に對して是非法律に依れ、法人になれと勸めるのは時としては風教に害のあることでもあります。私は篤實なる地方人士に逢ひ屢々自分の考が餘り法律的になつて居るのを

恥ぢたことがあるのです。道徳的の結合に對し法人の利益をあまり説くと却つて意外に感ずる者があります。又産業組合法に依る利益には租税の減免といふこともあるが、是も別問題で必しも産業組合にのみ與ふべき保護では無いから、此を以て説くことも出来ぬのです。獨逸などは組合法が澤山の利益便宜を供して居るに拘はらず、今尙之に依らざる所謂登記せざる組合なるものが澤山統計にも見えて居つて、此以外にも片田舎などで人知れず其道を行つて居る昔風の組合があるらしいのです。此等は必しも頑迷不靈の徒ではなく、幾らかの事情が有るのかもしれない。綜合統一を望むのは當局官吏の欲であつて、統計の數字を以て事業の消長を卜せんとするのは行政家の無理ならぬ弱點ではありますが、世の中の事は指導者の希望の如く一律にはまとまるものではなく、實質上眞の産業組合、眞の報徳社が澤山に出来さへすればそれで先づ良いとして置くのです。併し聯合を爲し氣脈を通ずる爲には、其組織殊に長處を共通にするのは必要のことですから、我が報徳會の會員は率先して其比較研究を公にせられたいものであると思ひます。

一〇

最後に今一點、この報徳社が多くは公益法人として認可せられて居ることに就き、今述べました私の見地から少しく批評して見たいと思ひます。人によると産業組合さへも公益法人であると云ふものもありますが、私の考では公益と云ふ文字を此の如く擴張するのはどうかと思ひます。我々が日々飯を食つて居るのも、間接には國の爲でありますから、範圍を廣くすれば公益と言はれますが、其間には自から限界がなければなりません。今若し民法のやうに總ての公益法人に非ざる法人を營利法人とすれば産業組合などは明確に營利法人である筈です。又營利法人たることを決して恥ることはないのでありまして、報徳社も亦同じことで、教義の研究とか傳道とか寺院的方面ばかりに力を専にするか、若くは救濟者と被救濟者との交詢機關或は昔の報徳役所の如く救恤機關としてのみ立つて居るか、又は寄附金醸金ばかりを以て維持存続して居れば是は公益法人と云はなければならぬかも知れませぬが、若しさうでなく始終利益といふ點にも著目して、且つ一方に與へる人があり他の一方には受くる人があると云ふやうな慈惠的組織では無く、法人自身が寄附金ばかりに依らず自ら生活し得べき一の團體であるならば、此意味に於て營利法人と云ふ名で満足して居つては如何かと思ひます。世間では報徳社の事業を消極的であると批評する、誠に報徳社のやうな活潑なる積極的の事業が斯く批評せられるのは残念であります。想ふに斯ういふ門外漢の批評を受けたのは、公益法人と云ふ名稱に誤られたのではないかと思ひます。

岡田先生の反駁に依つて知りましたが、報徳社は決して營利法人の實を擧げながら、公益法人の美名を擁する者では無かつたのです。物質的方面に於ける報徳社の第一の活動は救恤でありまして、貸附は餘業であるのです。本社が稀有の凶歉の用意に鉅萬の基金を備へながら平年短年期の貸出をもせぬ理由は、町村社以外に個人の社員に貸附をしては取立が困難であること、町村社も煩務を恐れて本社の金を借りて使ふ迄に貸出の手を擱げぬこと、右の二の點も無論ありますが、それよ

りも「借金して肥料を買ふは惰農のことなり」「農家の經濟はさほどに金融の必要なるものに非ず」と云ふ根本の斷定に基くものらしいのです。此點は果して惰農でなくして金融の必要のある者が報徳社地方にあんまり無いか否かを決しなければ容易に贊成せられぬ論ではありますが、兎に角公益法人と認可せられたが爲に其活動が鈍くなつたのでは無いことは事實であります。營利法人と言はれたのを高利貸とでも罵られたやうに先生の誤解せられたのは却つて人柄のゆかしい所を表はしてをります。

報徳社員各自の繁榮策を共同に研究したり、又は救恤に備へるといふことは是は報徳社の最も貴ぶべき副産物と思ひますが、併し之を以て副産物ではない主たる事業であると云ふことは、少なくとも報徳社の教義から見るとは出來ないのであります。報徳記を讀んで見ると、あの時代では、難村の取立が最も必要でありましたが、現今の如く人民自身の共同團體として報徳社を設けた以上は、救恤慈善と云ふことが主眼とはどうしても見られないのであつて、是非共第一の事業は生産資金の構成を目的とする共同貯蓄でなければなら

ぬと思ふのであります。又報徳社が純益があればそれを公益事業に投ずるから公益法人であると思ふなら、これも報徳社には限らぬことで、例へば井上君の屢々お話になつた有玉村の積志銀行の如きも銀行であるが公益法人となる。東京の一會社が何萬圓公益の爲に寄附した、それは臨時にやれば公益法人でなく常にぼつ／＼やれば公益法人だといふことにもなります。此點から言へば外にも幾らもあります。白耳義や佛蘭西の産業組合は其純益の全部を擧げて社會事業運動の爲に使つて居ります。英吉利では多くの産業組合が其純益の一部分を集めて孤兒院圖書館病院或は海岸保養院と云ふやうな事業に使つて居りますが、而も此爲に公益法人とは見られては居らぬのです。報徳社では公益法人であることを誇り、又は安心して居つてはならぬのです。語を換ふれば營利法人たるべき使命を帯びて居るのであります。確なる人から聞きましたが、其人の郷里中國の一地方には妙な公益法人が認可せられた。相應なる地主が親類一門十數人で土地を出資として一の法人を作り、其利益を各自に分つのであります。何の事は無い地主の會社である。而して何が故に公益法人か

報徳社は公益法人を以て甘ずべからず

と言ふと、凶年の救恤の爲に純益の一部分を積立てるからで、平年は小作で収入を得ること従前と變らぬのであるさうです。然るに其一人の社員が計らず債務不履行の爲に差押へられんとした時に、不動産は悉く法人の所有物で本人は無財産であることが判りまして、公益法人と云ふものは斯くまでづるい者を保護する制度であるかと歎息した者もあつたといふ話です。報徳社は法網を潜るための公益法人では勿論無いが、或は不必要に保護せらるゝ傾は無いか、殊に是から活潑なる事業を行はうと云ふ者が公益法人と云つて安心することは出来まいと思ひます。自分は甘じて營利法人となつて自由に働くがよいのであります。此意味に於ての營利は決して賤しい語では無く、自立自營といふことであります。産業組合になることにも躊躇する報徳社に向つて、是までの注文は如何と思ふのであります。試に申して見たので、報徳社の缺點は到る處皆同じといふわけでもありません。今少し事實を調査しましたら又説を變へるかも知れませぬ、精神がよく分らぬ爲に偏頗の意見を持つて居るかも知れませぬ、十分御批評を願ひたいものであります。

(明治三十九年一月 報徳會に於て)

小作料米納の慣行

一
經濟の學者雲の如く又林の如き明治の日本に於て、確に奇異なる現象と認めてよいのは、農政上可なり重要な一の問題が、二三十年の間更に一人の之を研究するものなくして過ぎたことであります。此問題といふのは即ち小作料米納の問題であります。

日本内地の民有土地は二千萬町歩を超えて居りますが、少くも其三分の一は利用者と所有者とを異にして居るもの、即ち貸借關係に在るものであります。今山林に於ける部分木

の慣習等は別問題として地租條例に所謂第一類地のみ就て見ましても、その借料納付の形式は極めて區々でありまして、例へば宅地の如きは市街地は勿論、村落に於ても早くより金銭を以て其借料を納める慣習になつて居るが、地方に依ては今尙穀物等を以て之を拂ふ遺風もないではない。畑地に至ては借料物納の風が一層普及して居るかと思はれます。然しながら大體から言へば、宅地は勿論畑地の大部分も亦借料を金銭にて仕拂ふものであります。之に反して田地に至つては米を以て小作料とするものが最も多く、粃納は之に次ぎ、金銭を以て借料にするものは極めて小部分に止るのであります。

さて所有者の計算から見ても、借主の懐から見ましても、借料の金銭であると穀物であるのとは結果に於て大なる差異があるべきで、従つて一國經濟界の分配の趨勢の岐るところでありますのに、此が國民の幸福農業の繁榮の爲にどちらでも差支がないといふ理由は決してないのであります。然るに未だ之を以て農界の一問題とすらもして見ないといふのは、何と奇異なる現象ではありませんか。自分は今尙穿鑿が充分ではないけれども、試

に一應之を論じて見ようと思ひます。

二

田地の小作料が米で仕拂はるゝといふ現在の有様には二の原因があります。一は沿革上の原因で過去の法則財産制度竝に農法が久しく小作料の米納を必要としましたのと、二には農民の習性が經濟界の變遷に隨伴するの活氣に乏しいこと、即ち農業の惰性に依て今尙斯の如くあるのであります。而して第一の原因は既に存在を失つて、現今は僅に第二の従たる原因のみに依つて存在して居りますので、取りも直さず此の如き慣習が尙未來にも繼續する爲には別に新なる經濟學上の理由を見出さなければならぬのであります。

こゝに歴史上の原因と申すのは詳かに説かずとも既に讀者の知つて居らるゝところであります。即ち第一には個々の地方に自給的經濟の行はれて居たこと、語を換て言へば金銭を以て小作料としたくとも、農産物を賣るべき市場を有せず、地主はまた小作人の納むる

農産物を直接に消費せねばならぬ時代には、他の種類の小作料は何の用をも爲さなかつた事情であります。この最も著しい例は高野文書などを見ると、寺家に納むる小作料には穀物の外に畑からは胡麻（燈油料）を徴し、宅地の借用としては眞綿、絹絲をも取つて居ります。徳川時代になつても木綿を借料とし、大豆糯米等を借料とする特別の小作契約の存在することは珍しくなかつたので、みな同一の理由に基いたものであります。第二には土地の租税が亦物納であつたことは明かに一の原因であります、大市場と交通のある關東の諸國では、畑租は米を以て算出し、錢で納める制度が一般に行はれて居ましたけれども、藩に依つては畑租をも石高に結んですべて米年貢とする制度が行はれて居りまして、此等の地方では地主が徴収する小作料も亦畑でありながら米を取つたものです。之を見ても明白である如く、自ら米の租税を納める爲には、小作人からも是非とも米の小作料を取らねばなりません。否寧ろ小作人の納むべき米の租税を地主が責任を負ふて取纏め、取次いだのに外ならぬのであります。故に現今でも小作料のことを年貢と稱する地方が少なくあり

ません。年貢は文字の示す如く政府に對する公納であります。地主が徴収するものを年貢といふのは、地主を領主即ち租税徴収權の主體と見たる結果ではなくて、全くその小作料が政府に納むべき年貢であるが故に、小作料を年貢米と言つたのであります。序でに申しますが、中國地方で小作料を加調といふのは、加徴の意味でありまして、政府に納むべき右の年貢のほか、尙地主が地主として若干の得米を加へて徴収するに依つて生じたる名稱であつたのが、今では全部の納米を意味するやうになつたのであります。第三に小作料米納制の原因として掲ぐべきものは、昔の農村に於ては地主と小作人とは相對立する別箇の經濟主體ではなくして、寧ろ兩者は共同して農家を經營する事實があつたことでもあります。此點は、稍々附會説の如く見えますけれども自分の信ずるところでは現在でもまた此思想が幾分か残つて居ると認めます。

三

元來小作といふ名稱は、人によると子作といふ意味であつて、地主を地親といふのに對して居るものであるかの如く考へる者もありますが、此はやはり小作といふ方が元でありまして、今の地主を昔は單に作人と稱して居たのに對しまして、第二の作人、下作人即ち小作人と言つたのであります。現在の地主は明治五年の布告に依つて明白に其土地の所有權を認められ、更に民法の物權編に於て權利の範圍が確定しましたに由つて、地主と言へば直ちに西洋の法律に所謂土地の所有權者といふことになりましたけれども、其以前は單に土地の耕作權を無期限に有する者、即ち作人を意味したものでありまして、土地の根本權は領主に屬するものとしてあつたのであります。然るに作人が自分で耕作し得べき面積を超過したる土地を占有することに就ては更に何の制限もなかつたが爲に、昔の時代に於ても大地主といふものは隨分到處にあつたのであります。けれども此等の大地主は其家族と共に、又は終身奉公の奴僕を使役して、一括に其大地積の耕地を經營するのが先づ普通の状態であつたのであります。然るに徳川初期の平和時代からこの方、子弟を分家するの慣

習が漸次に盛になり、更に一方には法令に依り又は自然の傾向として奉公人に年期を限り、一生奉公といふものが段々少なくなつた結果、年期を終へたる奴僕には別に一定の面積の土地を宛て、近傍に住はせるやうになりました。分家の場合にも、大切な親類には澤山の土地を遣つて獨立の地主とした場合も勿論ありましたけれども、末々の分家になればやはり年期を勤めあげたる奉公人と同じく、單に短期の耕作權のみを持たせて小作人としたものも多かつたのです。此等の者が即ち現在言ふところの小前の百姓の祖先であります。

小前の百姓は、名義は獨立の農業者でありますけれども、事實に於ては地主の支店のやうなもので、常に其の地主の保護の下に立つて殊に生産の損失等の場合には、いつも地主に頼つたものであります。小作人を一概に譜代の者と言ひ、家抱、抱百姓、門屋、庭子と言つたのも夫々相應の意味があるので、現在で言へば永小作權者といふべき者でさへも、分附百姓と稱しまして、土地臺帳に其の權利を登録する場合には、何の某分と元の地主即ち總領式の名義を肩書にして、主従關係は切れなかつたのであります。地方によつては斯

くの如き小作人を總稱して被管とも言つて居ります。被管は保護せらるゝといふ意味でありまして、當初は地方の武家に於ける世襲的從僕の名稱でありましたけれども、近代になつては農業の經營に於ける保護被保護の關係を言ひ現はす適切な文字となつたので、地主の被管に對する義務としては凶作の用意に常に圍ひ糶の手當をすることから、小は吉凶禍福の際に於ける勞費の補助までもしてやらねばなりません。殊に年々の農業に就ては保護もする代りには随分干涉をもしたもので、小作人の地位は餘り自由ではなかつたのであります。現在不作の年に小作人が小作米の減額又は全免を地主に迫るのをさして厚かましとも感ぜぬ風のありますのは、理由は知らずに右の思想が永年の惰性に依つて何となく残つて居るのでして、此時代の思想に依れば不作の危険は地主も半ば之を負擔すべき筋合であるからであります。

右の如き慣習は必ずしも日本の特有ではないので、現在佛蘭西に於てメテイヤアジと稱し、英國にも新開の米國にまでも行はれて居る收穫平分の借地法は、みな之と發生の徑路

を同じくするものであります。メテイヤアジに在つては通例地主が種子農具等を給與することになつて居りますが、我國でも斯る例は稀有ではなかつたので、多くの場合には地主小作の共同の程度は、不完全とは言ひながら外國の慣習に比較して遙に進んで居つたものであります。故に農産物の販賣の如きは個々の小作人が自ら之をなさず、智力優り且つ集合の勢力を有する地主に委任するのは至當のことでありまして。況んや小作人の得分は自己の消費に充つる外賣るべき餘剰を止めなかつたのでありますから、金錢の小作料といふものを想像しなかつたのも最も自然の成行であつたと言はねばなりません。

四

以上三點の外にまだ原因があるかも知れませぬが、今は主要なるものだけに止めます。さて此三の個條を考察して見ますのに、三ながら今や既に其意義を失ひかゝつて居ります。第一如何なる邊鄙の農民でも農産物を金に換へるの道なきには苦しませぬ。畑地に作る

ものは勿論賣らねばならぬ特用農産物であります。水田にも連根や藺を植ゑる。この面積は餘り大きくないとしても、酒造米・鮎米の産地では、其全部の産米を賣つて廉價の米を買ふのが普通であります。自給經濟の必要から米を小作料に取らねばならぬ時代ではなくなりました。第二に租税は久しい以前から金納になつたのであります。年末の納期前には是非共一部分の米を金にせねばなりません。年貢米として小作人の米を取上げる必要はなくなりました。第三には地主が小作人を保護すべき職分のあることは既に忘却せられて居りません。損失を共同に負擔するの義務の如きは最早認められて居りませぬ。心掛けの好い地主が小作人を保護するのは人からも自分からも慈善と目せられて居るのです。小作人も亦昔の抱百姓庭子を以て自ら任ぜず、政治上社會上對等の地歩を占めんと致します。此は現在の小前百姓は昔の譜代の者又は分家でもなし、却て地主の零落したものであつたり、又は以前の水呑百姓が出世して地主となつて居る世の中でありませぬ。殊に近年の如く町に住む金貸商人或は遠方の金持が段々に土地を持つ有様では、被

管關係の如きは到底之を見ることが出来ないのでありますから、従つて地主が平然として産物の一半を徵收して其の市價の騰貴を利用する理由はなくなつたのであります。尙又村を同じくし隣を接して住んで居る地主であつても水旱風蟲、肥料の手當、種子の選擇等に關しまして小作人と休戚を共にせぬものは、同一の理由に依て米で小作料を徵收するの資格はない筈であります。

五

右の如く米納の習慣は既に其沿革上の根據を失つて居るにも拘らず、今尙北海道を除いては殆ど例外なく舊慣の儘で行はれて居るのは何の爲かと申せば、前にも言つた如く、我國の小農は、殊に新たなる經營方法を發見するの能力に於て缺けて居りますが爲に、さまで不便とも感ぜず、小作は此の如きものは是非なきものとあきらめてしまつて居るからであります。

米納の習慣が今尙盛に行はれて居るのは全く之が爲ばかりとも言はれませぬが、主たる原因は此情性にあるのであります。其他の理由として擧ぐべきものは地主の勢力であります。小作人の多いところではそれで厭やなら來年から貸さぬとも言はれます。小作人は借りられないでは困るから金納にしようと言つて見ませんのです。尤も此は米納の慣習を保守するのが地主の利益であるといふ前提の下に出て來る議論でありまして、若し地主が農業經濟を研究したる結果、小作地を管理するには金納の方が利益であるとする場合があつても、現今の如く農民の頭腦が遲鈍である世の中では、やはり片端から米納制が改まるといふことはあり得ますまい。

然しながら右の如き情性を打破つてすん／＼新しい經濟情況に適應する新習慣を作らせるにも、其の第一著歩はやはり地主小作人雙方の智力を開發するの外はありません。教育ある農民が獨立に自己の立場から米納制の得失を判斷せんとするやうになれば、不安心なる習慣は直ちになくなるであらうし、若し必要なりとするならば此習慣は新たなる經濟上

の理由を基礎として益々行はれて行くことでありませう。此に於てか愈々以て國民の蒙を啓くを任務とすべき學者が、久しく此問題を閑却して居つたのを訝からねばならぬのであります。

六

現在に於て現はれて居る借地料米納制度の結果は、全體の爲に果して利多きか害多きかといふことは、改めて公平なる世人の判斷を仰ぐとしましても、少なくとも下に擧げることだけは事實であります。第一に地主は現在田地所在の村落を去り、然らざるも政治家などゝなつて了つて、全く農業とは縁のなき人民となつて居つても、其の米穀の爲に販路を搜索する手段の巧妙なる點に於ては、小さき純農業者の遙かに及ばぬところがあります。尤も地租や借金に逐はれて據なく米を賣放すものもないではないけれども、一般に地主は賣上手で、よく新聞の相場附などで見ると、米産地の大地主が賣控へをしたが爲に中央

市場の米價が引締ることは稀なる事實ではありません。即ち地主は値比を見計つて貯藏賣却の二つに一つを決するのみならず、尙進んで市場の景氣を制御するのであります。此相場たるや合百師が空手で勝負を決するのとは違つて、片手に實物を持つての掛引でありますから、小なりと雖勢力であります。此點にかけては永年の練習に依つて地主は皆相應の技倆をもつて居ります。殊に片足を商業界にも入れて居る地主は、隨分之以依つて烈しい遺練をするやうであります。其結果として、田舎の經濟界殊に金融の上に著しい波動を與へるのであります。

第二の結果は小作人の上に現はれて居ります。純然たる小作人は固より、多少の所有地があつても之に小作を兼ねる位な小農では、元々固定資本とても極めて少く融通の資本も甚だ乏しいのに、今また主たる生産物の過半を現品の儘處分してしまふとしますれば、其生産經營の規模の情なく小さいのは當然でありまして、その市場に對する賣主としての勢力の如きも、全力を盡しても既に小さい者が、米納の慣行の爲に愈々小さき賣主となつて、

如何なる場合にも常に他動的の市價に依つて支配せらるゝのみならず、小さい資本なるが爲に愈々回收の急を感じ、常に小仲買人の爲に苦めらるゝものであります。

本來農村金融の問題といふものは、中以上の農業者の爲のみに輿論を呼び起したのではないのに、現在に於ける一切の金融機關は未だ其恩澤を小作人の上に及して居りませぬ。信用組合も土地なき小農を疎外するやうです。小農に對する金融の問題を研究する人は、是非とも小作人の金融力が小作料米納の契約に依つて著しく制限せられて居ることに留意せねばなりません。

第三に、農事改良の一項目として農産物の品質を改良するといふことは流行の政策であります。米質改良の爲に府縣が採つて居る検査其他の方法は國是として果して獎勵すべきものであるや否や疑はしいといふことは、横井博士なども言つて居られました。併し假に米質の改良といふ言葉は至つて廣い意味であつて、つまり産物の値を増加するといふことに歸するとすれば、少なくとも國の爲に害のない政策ではあります。然るにこの小作料米納

の習慣なるものは、概して今の米質改良政策と相容れざるものであります。今の普通の小作契約は、細かなやうでも或點には大まかなもので、例へば小作料として交付すべき米の品質に就ては、或は中米何石と言ひ上米何俵と言ひましても、其上中米の標準がきめてない。従つて此が上米でござると小作人が主張する時に、之を争ふべき手段に乏しいのが普通であります。小作人は升目さへ約束通りならば、出来るだけ粗悪なる米を出さうとします。此點は地主が最も難儀を感じるところでありまして、それが爲に地主勢力の優越して居る府縣會又は府縣農會では、屢々小作米検査法規の必要を決議致します。然れども此希望が完全に達せらるゝ時は、小作人の經濟は亦大なる制限束縛を受けねばなりません。且又検査令が小作人を強制して來年以後の米種を變更せしめるといふことは一寸出來にくからうと思ひます。次に小作米品評會の如きも、悪口を言つては濟みませぬが、まづは馬鹿氣たものであります。小作人が優等の小作米を持つて來たが爲に、地主が全體に於て收入に損をするやうでは、品評會で獎勵する甲斐がない。地主が損をせぬとすれば、其の品

評會に一等賞でも得るものゝ外は小作人が多少の損をするのであります。一俵三十錢高の小作米を五俵納めた爲に一圓の賞與を貰つて喜んだならば、つまり其の小作人は騙されたのであります。要するに米質改良の利益が小作人に歸するならば、假令獎勵を加へずとも徐々に目的を達するでありませうし、改良の結果が大數を通計して小作人に損も徳もないとすれば、わきへ賣る米は改良しても小作米に持つて來る分は依然として劣等品を選むかも知れない。小作人には他所から特に小作料の米を買つて來る位の智慧はあるのであります。全體地主が人に農業をさせて置きながら、改良の必要を唱へるのは手前勝手の話で、小作人と休戚を共にするやうな昔風の地主ならば兎も角も、所謂不在主義の地主が之を説くに至つては不條理の言たるを免れません。要するに小作料米納の慣習の下に米質改良策が効を奏せないのは當然であります。故に恐ろしい法令の力を借りるのです。

七

以上三の事實は自分が米納制の自然の結果と信ずるものであります。自分は此事實のみを學示して米納制の得失如何といふ判断を讀者の勸考に任せようとするのは甚だ無責任のやうでありますけれども、それは自分に取つて未だ結論を作るに充分なる材料の集らぬ爲でありまして、若しこれだけの材料に依て豫め自分の意見を定めよと命ぜられるならば、自分は米納制を改めてすべて金納にさせたいといふ考であることは、上來の語氣で御想像が出来るでせう。故に、現在の慣習の批評は先づこれまでにして置いて、更に一步を進めて、若し今後田地の小作料を金錢で仕拂ふことに決めたならば、その農業者並に一國の上に及ぼす影響は如何といふことゝ、尙金納制を可としても之を實地に行ふ手段方法があるや否やといふことを研究して見ようと思ひます。

八

最初に小作人の立場から金納制の結果を考へて見ますれば、現在の小作人の情況が變ら

ぬものとするならば、必しも好影響のみを生ずるとは言はれませぬ。自ら水田の産物を賣捌く自作農の中にも極めて小農もありますが、概して言へば自作農は小作人よりは大きな賣主でありますから、現在の多數の小作人の如く僅か三反や五反の田を耕して居る者では、自ら其産物を賣却して其金錢で急に小作料を拂はねばならぬとすれば、到底賣拂の掛引に於て相當なる代金を得る能はざるは當然のことです。然しながら自分は現在土地貸借の契約が年々増加しつゝある事實に徴し、小作人の勞働を他に誘ひ去るべき産業の漸次に地方に生じつゝある事實に徴し、小民の計算能力が漸次に開發せられつゝあるの事實に依つて小作農業少なくも田の小作耕作は今後漸次に集合し得べきものと信じて居りますが故に、此困難は必しも永遠の困難ではないと思ふのです。假に一步を退いて、小作農場の集合といふことは近き將來に之を望むべからずとしましても、現在の如き微小なる小作農の充満する世の中でも、尙金納の慣習を流行させることが出来ます。それは何故であるかと言へば、小作農の經營を獨立せしむるといふことであります。植付より刈取に至るまでの勤勞に止

らず、全部の農經營を一括して小作人をして自ら之に任せしむることが出来ることであります。語を換へて言へば勞苦と才智に依つて生ずる利益を全部小作人に自ら獲得せしむることでもあります。米納の法は昔から凶年に小作料を減額するの慣習と相伴つて居りまして、損失に對する防衛は具つて居るやうであります。是唯消極的の利益でありまして、積極的に生産改良の効果を小作農に歸するの道とは寧ろ背馳して居るのです。従つてかゝる慣習の下に立つ小農が多數を占めて居る我國の農業が進歩せぬのは當然であるかと思ひます。

元來世の中の進歩が食物の市價を高めるのは自然の情況で、農民も亦間接に是が利益を受けるに依つて、始めて世の中の進歩に伴つて行くことが出来るのであります。然るに我國の小作農は殆ど全く世の中の發達の好影響を受けないのであります。例へば近年の問題であつた米の輸入税です。米の輸入税は農業を保護すると稱せられて居りますが、我國の田地の半分を耕作する小作農が果して此に依つて奨励を受け、従つて舊に倍するの熱心と希望とを以て農作に従事するやうになつたか否かといふことは聞くだけ野暮であります。

利益が自分に歸せなければ奮發をせぬのが常人の情であります。故に小作地の單位が大きくなることを望み難いと言ふならば、自分は其の障碍は主として此米納制にあると信ずる。従つて土地なき田舎の勞働者をして活潑なる農業經營に従事せしむる爲にもまた米納制廢止の利なることを主張致します。

九

地主の立場から見ましても、米の小作料を廢めて金錢で取るといふことは決して不利益とは思はれませぬ。北海道の地主のやり方を見ても分ることですが、小作地の管理は遙に簡易になつて費用を節約し、従つて低廉なる借地料を以て借主を招くことにしても損にならぬ様になります。若し此が爲に収入の減少を來す處があるといふ地主がありますならば、其人は米納の慣習を利用して相當以上の借料を誅求して居つたと云つて宜しい。然れども此は取引掛引の結果でありますから、地主を責むることは無理でせうが、併し自分は金納

契約の爲に地主の収入を減ずることはないのみならず、自然に此を増加する望があると思ひます。即ち田地の利用經營が始から終迄悉く小作人の自由に決することになれば、農法は漸次に改良せられ、集約農法の行はれ得る限は行はるゝやうになつて、土地の利益が漸次に著はれて來ます。殊に土工が進み排水の自由なる田地では農法の集約は縦に行はるゝのみならず、横にもまた集約になります。即ち米の耕作を専らとせず種々なる作物を選択する。特用農産物の栽培せらるゝ地方では、畑の小作料でも著しく麥畑より高い。同じ水田でも藪を作り連根を作る地方では、小作の望み手が多いではありませんか。それと同じ理屈で、耕地の利益の増加するのはそれだけ借地の需要を増し従つて借料を多くする道であるのに、米納であるばかりに一方には經營の利益が作人に歸するの趨勢を妨げられ、更に物納に依つて計算が不明になる爲に、農事改良の有難味が一般に分らぬのであります。現在のところでは、地主の収入が殖えるのは、米價の騰貴に俟つの外内部には少しも自力がないのです。非常特別税で地租があれだけ増しましても、此を理由として小作米を増

率し得たる地主は少なかつたやうです。而して米價は何時まで昇り續けるものであらうか。外國品の競争は保護税の壘を高くして永遠に防衛し得るものであるか否、甚だ疑はしいものです。農業の保護といふ聲言の下に課せられんとする輸入税は往々にして農家の發達を阻害することがあります。地主は保護税に限らず國家が農業に與ふる一切の保護がみな直接の耕作者の上に歸し、自分は間接に之に依つて其當然の增收を期するといふだけの遠慮がなければならぬと思ひます。其手段としては多くの保護政策は疝氣筋であります。

一〇

國家の立場から見たる米納慣習廢止の好影響に就ては別に多言を要しませぬ。國の目からは大地主も水呑百姓も一視同仁であります。雙方の間に成立つ契約は、出来る限穩當のものであることを期せなければなりません。小作料は土地の實際の農業的價值と一致すべきものであります。生産を發達させて土地の價值を増加せしむるの策は別としまして、一

定の情況の下に於ては地主と企業者との利益は公平に分配せられねばなりません。此目的を達するには借地料を悉く金銭を以て計算する方法が行はるゝやうに努めねばならぬと思ひます。

小作條例の制定は二十年來の宿題でありまして、現在と雖其必要は日々に著しくなりつつあるのです。而も其眼目たる借料の計算に就て未だ輿論の一定する處なき爲に地主小作間の不愉快なる紛争を豫め防止することの出来なかつたのは遺憾と言はねばなりません。

また租税問題に就ても、永年の間世論が極めて複雑して居りますが、何故に日本ばかり斯の如く面倒であるかと思へば、やはり私有地の中最も主要なる部分を占めて居る田地の市價が不明白である爲であります。土地を擔保とする金融の圓滑に行はれないのも、やはり其収入が絶えず動搖して地價を一定する基礎がないからであります。土地殊に田地の賣買が悉く不眞面目なる價を以て行はれますのも、一は因襲的に田地を過重する爲でもありますが、また一には計算能力の發達せざる人達の頭には、小作米の俵數では正確に地價を

算定することが出来ぬからであります。

一一

前述の如く小作人の側から見しても、地主から見しても、また國家から見しても小作料を米で納める舊時代の慣習は之を保存するの必要がないと思はれますけれども、果して地主が卒先して改正を行ふや否やは極めて疑しうございます。國は斯の如き點までも干渉して今後の小作契約が金銭を以て借料を定むるやうに努めるといふことは到底出来ぬことでありまして、小作人は或は之を欲するとしましても、地主がそんな條件では貸されぬと言ふかも知れませぬ。此に於てか當事者の勢力の問題が生じます。而して地主が小作希望者の缺乏を憂ひて居るといふ地方は、全國の上から言へばまだ小部分であります。併し幸なることは、各地に地主會なるものが追々と組織せられて小作關係に關する利害を共同に研究する氣運になつて來ました。吾輩の意見は差當り此等地主會に於ける一の研究問

題として之を提出するの外はないのであります。

併し一方から見ますれば、小作人の側に於ても亦新制度に移り行く爲には若干の準備を要します。例へば産物の販賣である。従來の如く小仲買人との取引に一任するならば、利益は却つて少いかも知れぬ。此等は共同販賣の機關を設けるなり適當なる間屋を選定するなり、何れにしても豫め販路の有利且つ安全なることを計らねばなりません。但し日本の小農の供給し得る生産物が現在よりも二倍三倍するならば、買主たる商人の方でも亦競争に依つて便利なる取引法を設け出す望もあります。

次には小作契約の保障の問題です。新時代の小作農は従來の如く横着無責任なる契約をすることは出来ませぬ。不作の年毎に小作米の全部又は一部を免じて貰ふことを當然と心得て居つてはなりません。近年の小作紛紜は多くは地主が此減米を自由なる恩恵と考へ、小作人が此を當然の慣習上の権利と認めるのに基くやうで、正面から論ずれば是は小作人の方が無理であります。金納法を採用する以上は十分に豊凶の爲に異動させぬといふこと

を保障して、其代りには出来るだけ有利の條件を以て小作契約を結ぶやうにせねばなりません。この保障に依つて地主を安心せしむるには、勿論平素の行狀等に依つて適當なる借手であることを證據立てることも必要であります。尙其以外に有形上の擔保方法を設けることが必要です。是も間接には又小作人にも利益であります。此爲には例へば小作組合を團結するなり、一定の金額を供托するなり、何か適當なる方法を見出さねばなりません。是は現今の如く資金の缺乏を感じる小作農に對しては、或は無理なる注文であるかも知れませぬが、若し信用組合其他相互融通の道が付いて年々の地代を前納することが出来るならば、地主も甘じて以前よりも餘程低廉なる小作料を以て契約を結ぶに至るであらうと思ひます。小作人は猾智にのみ長じて居るから、とても眞面目なる契約の相手方となすに足らぬといふ説を爲すがあるかも知れませぬが、是數十年來導くに其道を以てせざりし爲であります。今や之を改むべき時期に達したのであります。

要するに近年小作人等が何事かあれば忽ち團結與黨するの精力を、平和なる目的に善用

して徐ろに組合の事業を擴張して行きますならば、目下人が面倒なる手段と認めて居る手段も、さまで困難でないことが分るであります。併し一方には又國や府縣も産業組合の普及を圖るのに今のやうに町村の中産以上のもの計りに着手してはいけません。仕事は困難であつても其本來の目的に合はせんとすれば、是非とも小さいところ小さいところと世話を焼いて行かねばならぬ。町村内の先覺指導者たる人も亦此心を體せねばならぬと思ひます。兎に角國の政策が此問題に干與すべきところは常に間接ではありますが、また極めて必要であります。小作人教育の責任は、四民同等の今日に於ては、既に地主の手から政府の手に移つたのであります、今までの如く之を怠られては、到底一國の同胞が歩調を整へて文明の域に進み入ることは出来ぬのです。

地租條例の改正の如きは或は又必要であるかも知れぬ。例へば田租の納期であります。小作人をして自ら有利に其生産物を換價せしむる爲には、現在の田租納期は餘りに急迫であるかも知れませぬ。地主は固より立替へて地租を收むべき餘力はないのです。金納契約

を行はしめんが爲には、此以外にもまた研究すべき問題が多いであります。

一一一

右の如くは論ずるものゝ、自分とても複雑なる今の世の中の經濟關係を單純なる原則の下に律することの出来ぬのは知つて居ります。本論はたゞ一般の趨勢が斯の如くにあるべしと言ふに止るのです。全國に互つて居る舊習慣は一時に之を變更せぬ迄も、假令一部の地方に實行しましても、必ず相應の効果が生ずるであらうのみならず、其利益は恐くは漸次に近傍の地方を感化するに足るであらうと信じます。

思ふに將來の小作の形式は、結局大小の二種に分れるであります。其一は獨立して一家を支へるだけの地積を賃借するもので、他の一は所謂兼業農即ち運送なり日雇なり小商ひなりを以て一部分の生計費を補充するものゝ小作であります。後者に在つては到底自ら農事の改良を成し遂ぐべき資格もないものでありますから、單に附近に於て最も進歩せる

之に適合する國の政策

農法を模倣し、最も流行する作物を耕作するといふに過ぎぬのであります。故に若し事情が許すならば、やはり舊來の如く地主の完全なる保護の下に、分作メテイヤアジの契約を繼續するのもよろしからう。然しながら稍と大なる小作人は、斯の如き半屬從的狀態を脱せざれば、如何に勤勉しまするも到底農業で産を起すの望みはないと言つて宜しいのです。右第二種の小作人が多きに失するのは正しく國の病であります。

(明治四十一年一月 愛知縣農會の爲に)

索引

青木昆陽(文藏)	一七〇、一八八、一九〇
郵便貯金	三三〇
遊覽地	三三〇
市	二六六
市の神	二六六
市場の兼併	二六六
市場町屋	二二五
市日	二二五
一領一給	二二五
一生奉行	二二五
家の永續	二二五
家の傳説	二二五
入會	二二五
入會山	二二五

索引

ウオルフ
碓氷社

ウ

營利法人
惠比須

エ

大字
大地主
大地主借地農主義
母屋
卸賣組合

三二
三〇
三〇
一四
一四
一五、一六
二七

カ・ガ

講
交易
交易町
耕作權
耕地整理
交通機關
高野文書
高利貸銀行
抱百姓
掛賣法
貸付
鍛冶

一九
一三〇
一三九、一四一
三八〇
三五五
四七
三七八
三五五
一五、一六一
一四〇
一七、一八、一八、一八、二〇、三六、四三、四九
三四、三七
三五

加調
門屋
加納
加入金
合百師
甘樂社
假屋

キ・ク

救急稻
「救荒本草」
救恤慈善
救助小屋
饑饉
義倉

索引

三九
三六
三三
三三
三六
三六
三六
三六
一八三
一六九
一七三
一六九
一六九
一七〇、一七一、一七二、一七三、一八〇、一八一、一八七

ク・グ

汽車の開通
絹絲
義務貯金
凶作
金納制
金肥
郡家
草市
桑田熊藏博士
熊澤蕃山
組合員名簿
外來者
鑛山の町

荒政
荒野
過半数採決法
勸業行政
「勸業或問」
郡區町村一覽

ケ・ク

經濟行政
教派の分立
決心書
家抱
現行町村制
兼業農
元恕金

一六、一七

三三
元
六

建築組合
檢見取
原野改良
現量鏡
原料生産地

三〇八

コ・ク

一〇
一七
二四
二八
三三
三八
三九、三〇

公益法人
公共團體
工場法
購買組合
國內貿易
小作關係
小作契約
小作地の單位

三三、三六、三七、三三

八三、八八
一五
一五、一八五
一三
三九、三〇
三五

小作條例

小作人

小作法制の改良

小作料米納

個人主義

固定資本

小仲買人

國府

胡麻

小前百姓

米財政

米の輸入税

御料地

二、一四、一六

二六

三〇

三六

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

サ・ザ

在方

財團法人

齋藤拙堂

相互主義

作付反別

作德米

作人

作物の選擇

佐藤信淵

産業組合

産業組合法

三倉

一四〇

一九九

一七〇

一八三

三五

一六

一八〇

一七〇

一七〇

一七〇

一七〇

一七〇

サンチカ・アグリコル
産物役所
山野

シ・ジ

自給的經濟
自作農
實業教育
次男三男
集落の状態
仕法
資本と勞力
下仁田社
城下町
商業權

三三
一三三
六
二七
三〇、二九
三
四
九
二六
五
二七
突、三三、三四
一三三

商業の發達
商工業者
常平倉
常平所
常平米
借地制
借地大農主義
借地料
社會改良の事業
社會組織
社會
「社會私議」
宿驛
酒造米
朱子

三一〇
四
九
一七〇、一七二、一七六、一八五
一八四
一七三、一七四
八〇
一五
三九、二五、二九
五〇
一五、一六
一七〇、一七三、一七八、一七九
一八六
一三
一八四
一七三

朱子學

朱子社會法

シュルツエ

順番貸付

蒸氣機關

職工組合

食料獨立

助貸

新移住者

新市興行

賑糶

新家

人口と地積

人口の移動

人口の増加

一七、一八〇
一八六
一五、二二、二六
三三
四
四
五
一〇〇、二六
六
一六
一六
一五
一五
四
一六〇

人口の増率
人口の都會集注
賑濟
賑貸
新田開墾
新田場
新土着者
新町
新屋
信用組合
信用組合模範定款
出學

四〇
四
一六
一六
一三・一七
二
三
三
一六
三六〇
一八三

水田
水腐場
水利組合
水路陸路
鮭米

セ・ゼ

生産組合
生産町
生産力の分配方法
政治機關
消費組合
消費町
小地主自作農主義
積徳社

三五
三三
二〇
二四

善種金
三三、三四、三六、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

ソ

租税問題
染屋
村是調査書
三六
三九

タ・ダ

大豆
大日本農會
大寶令
大名
種金
種粃
二七
二四
二二
二一
二〇
一九
一八
一七
一六
一五
一四
一三
一二
一一
一〇
〇九
〇八
〇七
〇六
〇五
〇四
〇三
〇二
〇一
〇〇

頼母子
頼母子講
團左衛門

チ・ヂ

地親
地價を限定
地子
地子地
地租
地租條例
地租の定免
地租免除法
地主
地主會

一七
一六
一五

二〇
一八
一七
一六
一五
一四
一三
一二
一一
一〇
〇九
〇八
〇七
〇六
〇五
〇四
〇三
〇二
〇一
〇〇

地方的消費
地方の小銀行
地方の都會
地持小農
中央集權
中間商人
貯蓄銀行
儲蓄の思想
一四
一三
一二
一一
一〇
〇九
〇八
〇七
〇六
〇五
〇四
〇三
〇二
〇一
〇〇

ツ

月六歳の市
津田佐源太
積金講
一九
一八
一七

褒賞

三三

「報徳記」

三〇九

報徳教

三〇八

報徳社

一六、一七、一四、一六

畑租

二六

島地

三三

販賣組合

一八五

ヒ・ビ

日限市 ヒギリイチ

二六

備荒儲蓄法

一九一

被管

一五、三三

非常特別税

四、二六

百姓の移住

一六〇

肥料

三〇・三六

貧乏

一〇・五

品評會

三九〇

フ・フ・フ

副業奨励

三

副業の數

七

福住正兄

三五〇

夫食 フシキ

一五、一八

譜代の者

六一

藤森弘庵

一七〇

不動倉

一八三

夫役 フヤク

一〇四

プランケット

一六

分家

一五、一六、一八〇

分附百姓 ブンブツ

二八一

へ・へ

米質の改良

二九

別所

一三

ベッタラ市

二九

ホ

封建の制度

一五

奉公人

二六

北海道

一五、一五

保護干渉

二〇

保護税

二七

補助金政策

四、三三

堀籠 ホリカゴ

一三

本家

一六

本籍人口

四〇

マ

薪山 シノヤマ

六

林山 リンヤマ

六

町の數

八七、九

町の農業

一三六

町の發生

一四

町屋 チヨウヤ

一三、一三

政所 チヨウジヨ

一三

前貸組合

三三

繭生絲

一三

眞綿

二六

萬福長者

五

ミ

水呑百姓

箕輪

名目銀

三輪執齋

民主政治

ム

麥稈眞田

村鑑

村の敷

村の地積

村の土地

村繁昌の法

一六、二八四

一三三

一九

一七〇

三三三

村持山野

無利子貸付

メテイヤアジ

モ

糯米

木綿

ヤ

養蠶

屋敷の地割

屋敷地の地割

屋敷町

耶蘇教會

山崎閣齋

三六、一三

一八

九

一三三

一八六

三三、三三

三六、三九、三五

二八三

二六

二六

ユ

湯町

一〇六

ヨ

預金貸付

横井時敬博士

寄居

三三四

二六九

一三三

リ

努力と資本

努力の品質

努力配賦

利殖方法

緑肥

臨時雇

一七〇・一八四

一七

五

ラ

ライフアイゼン

労働時間

労働者住居問題

労働者の生活

努力に餘剰

一五、二二、二四、二五、二六

一〇

一〇

一〇

レ

蓮根

連簷戸數

ロ

六部耕種法

二八四

九

九

ロックデール

一五、二〇三

ワ

綿打

三

私の市

一三

薬の需要

三

辛

蘭

二八

慰安旅行

三

田舎の衰微

一八

田舎の労働者

五

田舎の勞力

五、五

田舎を愛する

三

蘭蓆

一〇

ヲ

岡田良一郎(先生)

三四、三三、三六、三七、四

四、三〇、三四、三六、三六、三七、七

桶屋

三

長百姓

一五

温泉

一五

附記

第一次世界大戦後、私は誤解して世の中がすつかり變つて終ひ、それまでの農政の學問は役に立たなくなるものと考へた。役人をやめることになつて、農政方面の藏書はすべて帝國農會へ寄附し保存して貰ふことにした。

しかしこの想像は早まつてゐた。間もなく任務を帯びて渡歐し、彼地の農村をあるく機會を得た際にそれに氣がついた。けれども最更新規に農政の學を立直ほす氣持はなく、この學問は一端途切れてしまつた。

それまでの舊稿は二、三の書物になつたが餘りに貧弱であつた。自分が旺ん

で餘裕があつたら新らしくやつて見たいと思つたが、つい我儘の生活に馴れて今日の時世にぶつかつて終つた。今度ばかりは世の中が一變すると思ふ。しかももう二度と中絶した學問を再興する氣力はない。従つてこの四十年前の舊作に對しては人の知らない淋しい感慨がある。今讀んでみてもこれらの話の中には疑つたばかりで理由の説明出来ない不思議な事實がいくらかも残つてゐる。その一部は外國の書物の精讀によつて解説し得るかも知れないが、國の成立ちが別のため、そればかりですつかり明かになるとは思はぬ。出來れば民俗學徒の中から、この不可思議現象に注意を拂ひ、私の微力がなし得ずに終つたことをもう少しはつきりとさせて貰ふやうにしたい。その意味に於てこの本は記念の書物には相違ないが、現在の我々からいふと非常に後に遠ざかつて終つた。これだけの内容のみをそのまま受けつがれて、それで良いといふ氣にはどうして思ふ。

もなれない。その氣持だけは久振りの重版にあたつて一言書添へて置きたいと思ふ。

昭和二十三年二月十二日

柳田國男

本書の原本は聚精堂版明治四十三年十二月八日發行「時代下農政」初版を使用した。但しあとがきと索引は新たに加へた。

刊行の言葉

こゝに柳田國男先生著作集を世に送るにあつて一言刊行の趣旨を述べて置く。日本に民俗學の研究が興つて以來四十年、先生はこの學問の樹立者指導者として或は著述に或は講演に、又直接門下の教導に寧日なき有様であつた。加ふるに民俗探訪の足跡は全國に遍く、山間の僻村洋上の離島に至るまでその見聞の精涉誠に掌を指すが如くである。民俗學の研究に志す者はもとより本邦文化史に思ひを寄する者、先づ先生の業蹟をたづねるは今日の常識である。然るに先生の論文著作はその數頗る多く而も容易に入手し難い。我等これを遺憾とし先生に乞うてその代表作をまとめて一望の下に公けにせんとす。幸ひに先生にはこの計畫を賛せられ此處に刊行の運びとなつたことを喜びとする。本著作集に取扱はれたる問題は廣範にして多岐、盡く在來史學の空白として殘されし分野に研究の歩を進め獨創の見を立てられたものである。衣食住、村落と家、冠婚葬祭、國民信仰、年中行事、婦人の生活口承文藝、國語問題などいづれもその豊富なる資料を全國に互る比較研究の下に來たし、ことさらに斷定を避けてこれを將來の研究に俟たれてゐる。我が日本の歴史が新らしき展開を告げんとするに際して我々は先づ常民の歴史を尋ねその將來の動向を決定せねばならない。學問の自由と率直なる批判の許されたる今日凡ゆる研究が精確なる事實の認識を出發點とせねばならない。この意味に於て本著作集の持つ意義は多言を要せざる處である。江湖の精讀を希望する次第である。たゞ現下出版界の惡條件は到底これを我々の理想とする形式の下に出版するを許さず、可能なる限りの努力を以て満足するの外なきことである。讀者これを諒とせられたい。終りに臨み本計畫に援助を惜まざりし出版社各位に對し深甚の謝意を表するものである。(昭和二十二年三月 柳田國男先生著作集刊行會)

柳田國男先生著作集 第四冊
時代 卜 農 政



昭和二十三年五月二十五日發行

定價百二十圓

著者 柳田國男

發行者 梅山 紘

發行所 實業之日本社

東京都中央區銀座西一ノ三
電話京橋五二二一—五
會員番號A—一〇〇八

印刷所 大日本印刷株式會社
表紙 小倉印刷所
製本所 小原製本所





